

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第47回）

日時 令和3年3月1日（月）15：02～17：33

場所 オンライン会議

○森本電力供給室長

それでは、準備が整いましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第47回の制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日も、前回に引き続きまして、Webでの開催とさせていただきます。

また、本日、大橋委員、大山委員、武田委員におかれましては、御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いをいたしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○横山座長

横山です。聞こえておりますでしょうか。

○森本電力供給室長

はい、大丈夫です。

○横山座長

それでは、本日は、年度末の大変お忙しいところ、委員の皆様、オブザーバーの皆様には、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第にもございますように、容量市場と非化石価値取引市場について、それぞれ御議論いただきたいというふうに思います。

それでは、まず最初の議題でございます。容量市場についてということで、資料3に基づきまして事務局より御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○森本電力供給室長

はい、よろしくお願いをいたします。

資料3でございます。容量市場の関係でございます。

本日の議論も、前回からの引き続きという内容になります。前回の本部会におきまして、この冬の需給逼迫、12月下旬から1月にかけてございました電力需給の逼迫、こちらに関連をいたしまして、容量市場において考えられる影響について御議論を展開いただいたところでございます。また、容量市場の個別の論点、入札価格の妥当性の確保等、さらに御議論をいただいてきたところでございます。また、冬の需給逼迫に関しましては、このタスクフォースの親委員会でございます電力・ガス基本政策小委員会、こちらのほうで御議論をいただき、検証の方向性、今示されているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、この冬の需給逼迫の容量市場への影響、こちらを確認するとともに個別の論点、こちらにつきまして御議論をさらに進めていただきたいと。年度内目途の取りまとめという形でこれまでお示しをさせていただいておりますけれども、具体的な見直しの方向性についてさらに議論を深めていただきたいと、こういうような内容でございます。

ページ4ページ目でございます。冬の需給逼迫の容量市場への影響に関してという形でまとめさせていただいております。

これまでの電力・ガス基本政策小委員会の検証を踏まえますと、今般の逼迫におきまして、石油火力を含めました火力発電、それから水力・揚水発電等様々な電源、こういったものが平均を大きく超える高い設備利用率で運転されてきたというような背景でございます。

また、第1回の容量市場の結果、さらには火力発電の今後の休廃止の見込み、こういったものを踏まえてまいりますと、近い将来必要な供給力の確保、必ずしも容易ではないといったところが考えられるところでございます。

そういった状況を踏まえまして、制度的に必要な容量、キロワットですね、まさにこの容量市場の目的でございますけれども、そういったものをしっかり確保していくことは非常に重要だといったところを改めて確認されたところでございます。

一方で、今般の冬の逼迫を受けまして、容量市場における目標調達量、こちらを引き上げるということに関しては慎重な御意見があったと承知をしております。今回の逼迫につきまして、主な原因といたしましては、発電量(kWh)の不足との御指摘もございました。

それに関してリクワイアメントの議論、こちらもいただきましたけれども、リクワイアメントについては一定の効果があるという肯定的な意見がある一方で、過度なリクワイアメントについては慎重な検討が必要と、こんな議論をいただいたところでございます。

こういった内容を踏まえまして、今般、現行のリクワイアメントを維持しながら、免責事項等の規定にも一定留意をしながら、今後、具体的なケースの発生を踏まえつつ、必要に応じてさら

に検討を深めていくという形にしてはどうかという形で、整理をさせていただいてございます。

以降、5ページ目以降につきましては、様々な発電所等のファクトを並べさせていただいてございます。

また、ページ13ページ目、14ページ目につきましては、先々週、アメリカのほうでもございました、テキサスを中心といたしました電力の停電等の状況を簡単に触れさせていただいてございます。

ページを飛ばさせていただきまして、ページ15ページ目以降でございます。来年度オークションに向けた対応についてといったところ。5つの論点、これまで整理をして御議論をいただいているところがございますけれども、それぞれについてさらに本日深掘りをさせていただいてございます。それぞれ御議論いただきたいという内容でございます。

1点目の内容でございます。供給力の管理・確保に関する論点という内容でございます。これまで、この論点につきましては、メインオークションでの調達量等につきまして、多くの意見をいただいているところでございます。

容量市場につきましては、適切な供給信頼度の維持を図るためあらかじめ必要な供給力、しっかりこれを確保する手段という形で議論をしてまいりました。

一方で、4年前には稼働が見通せないけれども、実需給が近づくと稼働が見通せる電源、こういったものも存在し得るのではないかとといったところ、特に自家発電設備、原子力等につきましては、4年前には必ずしも稼働の見通しがつかないけれども、1年前になると稼働の見通しが立ち容量市場への参加も可能になってくると、こういったものもあるんじゃないかと、こんな御指摘もいただいております。

また、いわゆるDR、デマンドレスポンスにつきましても、実需給が近づけば近づくほど容量市場への参加の可能性、こういったものが高まってくると考えられるところでございます。こういった点を踏まえまして、こういった制度がつかれるのかといったところの御議論をいただいているところでございます。

一方で、仮にこれまで御議論いただいて、御意見いただいております目標調達量の分割、こういったものを行いまして、追加オークションを行う場合、安定供給に必要な供給力確保へのリスク、こういったものを高めることにもつながっていくといったところでございます。仮にそういった制度を採る場合につきましては、そのリスクを軽減する何かしらの手当ても別途必要になるんじゃないかとといったところも考えられるところでございます。

こういった手法につきましては、本日、比較という形でお示しをさせていただいております。具体的な対応の方向性について御議論いただきたいというふうに考えてございます。

具体的にはページ20ページ目でございます。具体的な方向性、メインオークションにおける調達ということで、二案、併記をさせていただいております。

これまでの議論、従前のメインオークションで目標調達量（112.6%）全量を確保する方法、こちらをA案とさせていただいております。1年前の追加オークションと分割して、容量を全体の112.6%を確保していく、これをB案という形で整理をさせていただいております。

繰り返しになりますけれども、仮にB案といったところを採用した場合につきましては、「実需給期間に必要な電源の量をあらかじめ示し、過度な退出を抑制」するような役割がある中で分割した場合は一定の手当て、そういった別途の手当ての必要性も含めて併せて考えていく必要があるのではないかといったところも記させていただいております。

繰り返しになりますけれども、A案、メインオークションで全量（112.6%）を確保するという内容でございます。これまでの議論の繰り返しになりますけれども、4年前に必要な供給力の確保は可能になるといったところ。一方で、1年前に顕在化する可能性のある電源、こういったものを手当てすることができないとデメリットが生じます。

一方で、B案といたしまして、追加オークションでX%、一定の割合を確保するといったところもあるのではないかとというのがB案でございます。非落札となった電源の退出、それから1年前に供給力が顕在化しないリスク、こういったものに対応するために一定の手当てが必要になってくるのではないかとこのところを、併せて付記をさせていただいております。

メリットといたしましては、1年前の追加オークションまでに顕在化した供給力があつた場合は、そういったものを確保することが可能になってまいります。顕在化した供給力が安価であれば全体としてのコスト、こういったものも減らすことができるといったところでございます。

逆に言いますと、そういったものが安価でないようなケースにつきましては、コスト増となっていくといったところ。さらには、1年前まで予見可能性がないといったところから、休廃止が進んでいくリスク、こういったものはらむということになってまいるといってございまして。

そういった懸念につきましては、ページ21ページでございますけれども、これまでの広域機関も含めました検討会の中でも、追加オークションへの分割に関する懸念といったところは示されているところでございます。こういったものについて、懸念を踏まえつつどういうふうに対応していくのかというところは大きな論点だというふうにご理解をしております。

あわせて、ページ22ページ目でございます。DR、いわゆる発動指令電源の枠でございますけれども、こちらについても拡充といったところを検討してはどうかという提案でございます。

初回オークションにおきましては、発動指令電源の調達量の上限3%と現行定めてございますけれども、こちらに対して約2.5%の応札があつたところでございます。

今後、再生可能エネルギーがさらに増加していき主力電源化していくと、こういうような大きな流れの中で、発動指令電源として期待されるDR、こういったものを含めましたアグリゲーターの組成、市場参入、こういったものが大きく期待をされるところでございます。そういった期待を踏まえまして、さらなる市場参加者の拡大を促すような制度変更というのが可能ではないかという御提案でございます。

実際に、昨年度の電源I'の公募量、130万kWであったこととの比較でございますと、初回オークションの落札量は、DRを含めまして415万kWはあったというような数字でございます。こういった一定の伸び、こういったものを踏まえまして、現在3%とされている上限枠、こちらを増加させる方向で議論してはどうかといったところを書かせていただいております。

仮に枠を増加するような場合につきましては、まずは拡大する枠に絞って調整係数を具体的に検討していくというようなことを検討してはどうかといったところも、併せて付記をさせていただいております。将来的には発動指令電源全体が増えていくといったところも想定されますので、発動指令電源全体の調整係数についても、適切に見直していくことが必要ということも考えられますけれども、まずは拡大する枠に絞って調整係数を考えていくこととしてはどうかといったところを御提案をさせていただいております。

なお、ページ23ページ目でございます。供給力の管理・確保といったところで、売り惜しみ防止策の強化といったところも一定必要じゃないかといったところも提案をさせていただいております。

現行「容量市場における入札ガイドライン」におきまして、監視行為の対象の一つ、売り惜しみの定義といたしまして、「正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない」場合といったところを、定義を置かせていただいております。

その一つとして、「実需給年度において、計画停止または休廃止を予定している」場合といったことを定めてございます。現行、計画停止または休廃止の予定、事業者ごとの判断に委ねられているわけでございますけれども、第1回のオークションにおきましては、供給計画上休止予定とされていたものについて、一部、落札した電源があったといったところが確認をされてございます。具体的に200万kWほど落札があったといったところが確認をされているところでございます。

全体といたしましては、応札するか否か事業者ごとの判断に委ねた場合、その判断の透明性・妥当性、こういったことを確保することが困難になってくるといったところでございます。

そういった内容を踏まえまして、特に市場支配的事業者につきましては、休廃止等の予定の有無にかかわらず、基本的に全ての電源について応札するということが考えられないかというこ

ろの提案でございます。

その上で、例えば、既に停止後数年経過しているようなケース、稼働するには1年以上要するようなケース、どういった場合について応札不要にするのか、一定の基準、こういったものを設けつつ、監視委員会の確認を得るといった形の整理をしてはどうかというところを御提案をさせていただいております。

1点目、以上でございます。

2点目、続きまして、入札価格の妥当性の確保という内容でございます。入札価格の妥当性の確保という一環から、前回の本委員会では入札価格の事前確認制といったところを御提案をさせていただいております。大きな方向性、特段違和感ないところではございましたので、さらなる詳細について御提案をさせていただいております。

市場支配的事業者の定義につきましては、過去、本委員会の議論では、前年度の入札結果に基づくPSI評価によって支配的事業者の判定を行うという整理が行われてきたところでございます。

一方で、PSI評価の詳細いまだ未整理な状況、さらには来年度のオークションに向けて、容量市場の制度全体の抜本的な見直しという議論を本タスクフォースで議論させていただいております。PSI評価の方法そのものにも一定影響するような見直しといったところも考えられるところでございます。

そういった背景を踏まえまして、来年度オークションにつきましては、初回オークションと同様の市場支配的事業者という判断をしてはどうかといったところを御提案させていただいております。すみません、ページ29ページ目でございます。

続きまして、ページ30ページ目でございます。入札価格の事前確認制に関する論点といったところで、具体的な対象事業者といったところでございます。対象事業者につきましては、前回、市場支配的事業者という方向でおおむね支持をいただいたというふうに理解をしております。そういった方向で進めてはどうかという内容でございます。

ページ33ページ目でございます。入札価格の事前確認制に関する論点の基準価格の関係でございます。基準価格につきましては、一定額以上の入札を予定する電源という方向で、前回、御確認をいただいているところでございます。

全体の監視の有効性、さらには行政コスト、そのバランスで考えるべきというのが、前回の御意見だったというふうに承知をしております。一定の行政コストも加味をして、基準価格としてNetCONEというものをひとつ活用してはどうかといったところの御提案でございます。

実際に、初回オークションにおける監視に要した期間、その後出てまいりますけれども、スケ

ジュール、こういったものを踏まえまして、入札価格の事前確認を開始するというのが一定程度困難といったところも考えられますので、1年程度でNetCONEが大きく変動するといったことは必ずしも想定し難いということもございますので、基準価格についてはNetCONEを、前年度のNetCONEとすることにしてはどうかと御提案をさせていただいております。

あわせて、ページ35ページ目でございます。具体的スケジュールの関係でございます。メリット、デメリット、こちらを評価してほしいと、このような御提案でございましたけれども、具体のスケジュールにつきましては、前段までの内容も踏まえまして、第1回のオークションでのスケジュール、こちらを参考にしてはどうかという提案でございます。具体的に第1回のオークション、7月、オークション終わった後、9月半ばまで2か月超の期間を監視委員会のほうで要したと、こういった内容でございます。

監視対象の範囲、おおむね変わらないということも想定されますことから、事前確認の受付については2か月前と、こういったもののタイミングとしてはどうかというような提案でございます。

具体的には、入札価格の事前確認に関しましては、仮に監視委員会の指摘に応じないと、こういったケースにつきましては、原則としてNetCONE未満の応札とする整理でどうかといったところも、併せて付記をさせていただいております。

また、対象となった電源につきましては、事前確認が完了した場合には、原則として確認した価格を上限に応札を認めるという整理ではどうかといったところを書かせていただいております。

続きまして、3点目の論点でございます。小売事業環境の激変緩和と、こういった内容でございます。こちらの内容につきましても、これまでたくさんの御議論をいただいていたところでございます。

そういった議論を踏まえまして、前回、大きな方向性といたしまして、電源等の経過年数に応じた減額、それから入札内容に応じた減額、こちらを併せて適用する方向で整理をしていけばいいのではないかと御提案をさせていただいているところでございます。

大きな違和感はなかったところでございますけれども、さらなる議論を行っていただきたいということで、本日整理をさせていただいております。

なお、前回は確認させていただいた点といたしまして、激変緩和措置ということで、減額を段階的に縮減をさせていくものが1点。さらには、逆数入札につきましては、新しい措置を考えるに当たっては、基本的には想定しないという形で整理をさせていただいております。

1点目の電源等の経過年数に応じた減額といった内容につきましては、対象となる電源につき

ましては、これまで現行の第1回目のオークション、そちらとの継続性という観点から、第1回オークションで設定をしていた、2010年度以前に建設された安定電源及び変動電源として減額するという方法が考えられるといったところを御提案させていただいてございます。具体的には、2010年度末以前に建設された電源については、一定パーセントを減額するという方向で考えてはどうかという内容でございます。

あわせて、併せて措置する入札内容に応じた減額の案、案1と案2という形で前回お示しをさせていただきましたけれども、さらに整理をさせていただいてございます。

案1につきましては、入札価格に応じた減額という内容でございます。約定価格×一定割合までと、それ以降で約定した価格、二段階の約定価格を設定するという形にしてはどうかというのが案1でございます。

一定割合を徐々に低減をしていく。例えば来年度0.9ということでございましたら、その0.9を徐々に引き上げていく、徐々に1に近づけていくということで、時限措置という形で措置をしてはどうかという内容でございます。あらかじめ0.9、そこを刻んでいく数字、こういったものが事業者にとって一定程度予見性があるといったところが考えられる内容でございます。

また、具体的な境界となる価格、約定価格が決まるまで分からない、つまり入札結果が分かるまで分からないといったところで、入札行動への影響も必ずしも大きくないのではないかとといったところは考えられるところでございます。

それに対しましては、案2といたしまして、量に応じた減額といったところも、案として考えられるのではないかとという提案でございます。

具体的には、最大需要、仮に追加オークションをやらないとすると112.6%ということになりますけれども、それよりも低い値で一定割合、線を引くと、こういったような内容が考えられるのではないかと内容でございます。この場合は減額の段階、こういったものを年度ごとに少しずつ割合を乗じて低減をしていくと、こういった形で経過措置にしていくといったことも考えられるといったところでございます。ただ、具体的な減額の幅、こういったものが必ずしも予見しづらいと、こういったような難点もあるといったところでございます。

一方で、量に応じた減額につきましては、これまでの問題点、制度の特徴、こういったものをそのまま説明しやすいといったような利点もあるといったところは考えられるところでございます。

具体的には、最大需要の高いところ、供給曲線の右側のところですね、右側に行けば行くほど必ずしも稼働率が高くない、維持管理コストは比較的高いと、こういったものが並んでくるわけでございますけれども、そういったものに全体の約定が引きずられるという形になる課題で、そ

ういったのが一部解消されると、一部緩和されると、こういったようなメリットがあるといったところが案2でございます。

今回、案1と案2という形で併記をさせていただきました。このあたりの御議論を期待したいという内容でございます。

なお、ページ43ページ目、44ページのところに、簡単なシミュレーションを記載をさせていただいてございます。

ページ43ページにつきましては、既に10月にお示しをさせていただきましたシミュレーションの内容でございます。経過措置、逆数入札がなかった場合のシミュレーションの数字をそのまま引っ張ってきてございます。約定価格1万488円という内容でございます。

ページ44ページでございます。この内容を踏まえますと、初回オークションでの経過措置の効果、約8%といったところが計算をされるところでございます。これは単純な引き算と割り算で計算した数字になってございます。

また、現行の経過措置の対象電源につきましては、先ほどの繰り返しでございますけれども、2010年度末以前に設置をされた電源ということになります。電源全体で第1回オークションだと約78%という内容になってございます。2025年度の控除率につきましては、24年度から7%下がる形で、35%といったところが過去整理をされた議論でございます。35%と8割を掛け算いたしますと、約27%という数字が出てまいります。この27%と先ほどの8%、こういった数字の間が、経過措置の具体的数字を決める減額の規模感といったところで、ひとつ整理ができるのではないかとこのところを提案をさせていただいてございます。

なお、今後の全体の減額という観点からは、例えばこれまで御議論、整理をいただきました石炭混焼バイオマスの取扱い、維持管理コストの見直し、約定点においての複数の同一価格の札が生じた場合の扱い、さらには、この後、出てまいりますけれども、非効率石炭の誘導措置、こういったものも加味をされていくといったところには、理由が必要といったところも付記をさせていただいてございます。

続きまして、4点目の論点でございます。オークション結果の情報公開という内容でございます。こちらにつきましては、ページ46ページ目以降でございますけれども、前回御議論をいただいた内容を付記させていただいてございます。電源が特定されるような詳細な情報については、オークションの2年後に公表するといった御意見もいただいているところでございます。

こういった案を比較する形で、ページ49ページのところに具体案を記させていただいてございます。広く一般に個別電源ごとに落札情報を公開する案（A案）と、事業者名と合計の落札容量を一旦公開し、2年後にまた（A案）という形で詳細を公表するという案、こういった案を二案

で示させていただいております。こういった両案の比較、コメントがございましたら、いただきたいという内容でございます。

最後、5点目の論点でございます。ページ53ページ目以降でございます。カーボンニュートラルとの整合性の確保ということで、非効率石炭のフェードアウトとの関係の整合性の確保という論点でございます。

本論点につきましては、2050年のカーボンニュートラル社会の実現との整合性の確保という課題につきまして、容量市場におきましてどういうふうに制度設計を進めていくのかといったところを、御議論いただけてきたところでございます。

これまでの御議論を踏まえまして、まず対象電源の考え方及び基準といたしましては、全体の影響等を加味をいたしまして、対象電源につきましては、化石燃料全体ではなく、非効率な石炭火力に限定をしていくことでいいのではないかとといったところ。

いわゆる誘導措置におけるインセンティブ設計といったところで、電力需給がタイトな状況の中で必ずしも大きなインパクトがあるような仕組み、これは慎重に考えるべきではないかといったところ、今後の非効率石炭火力の稼働抑制に対するインセンティブということで、政策面も踏まえて設定していくことが重要ではないかという点、こういったところも御指摘をいただいているところでございます。

こういった内容を踏まえまして、対象電源の基準の考え方、インセンティブ設計の制度体系の考え方、こういったところを整理をさせていただいております。御議論いただきたいと、こういう内容でございます。

具体的にはページ58ページ目以降でございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、誘導措置の対象につきましては、火力全体というよりは、安定供給を確保しつつ脱炭素化を進める観点ということから、非効率な石炭火力に限定をしていくといったところは合理的という整理をいただいているところでございます。

石炭火力の非効率性を判断する基準といたしましては、例えば発電効率、それから具体的発電方式、こういったものが考えられるというところでございます。これまでの省エネ法等の議論、規制措置、合わせて議論させていただいておりますけれども、発電方式ではなく、発電効率を基準とする方向で議論を進めているところでございます。

そういった内容を踏まえまして、非効率石炭、非効率の対象範囲を定める基準といたしましては、発電効率を基本として検討を進めてはどうかといったところを書かせていただいております。

なお、発電効率の実績、こういったものを採用した場合につきましては、稼働状況によって大

大きく変動してくると、こういった内容でございます。制度的な安定性、事業者の予見可能性、こういったものを加味をいたしまして、判断基準につきましては、入札時点で定まっている設計効率、こちらを基本として考えていくということにはどうかという提案をさせていただいております。

最後、ページ61ページ目でございます。誘導措置におけるインセンティブ設計の考え方という内容でございます。これまでの御議論におきまして、稼働抑制に対するインセンティブといたしまして、設備利用率が低い電源については、減額幅を縮小するといったような、設備利用率の高低によって傾斜をつけることを基本とすることで整理をさせていただいております。

足元の供給力が十分でないといったことも踏まえますと、当然、非効率石炭火力の過度な退出を招かないような形での制度設計が望ましいといったところでございます。

また、退出した非効率石炭火力の再稼働はなかなか難しいといったでございます。そういった内容を踏まえまして、徐々にインセンティブを段階的に強化をしていくといったところを考えるべきではないかといったところを書かせていただいております。

また、具体的な容量確保金の減額幅につきましても、段階的にインセンティブを強化していくという基本原則の下で、今後、議論をしていくという形にはどうかというところを書かせていただいております。

なお、基準となる設備利用率につきましては、2030年度のエネルギーミックスの実現、こういったものを念頭に置きながら、今後も具体的な基準を設定していくという形で議論を進めたいというふうに考えている次第でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○横山座長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御発言をされる方は、前回と同様にチャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨を記入していただくようお願いしたいと思います。

発言順でございますが、前回と同様に、まずは委員の皆さんに御発言いただいてから、オブザーバーの皆さんに御発言いただくことにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まずは委員の皆さんから御発言をお願いしたいというふうに思います。チャット欄のほうにお書きいただければ御指名いたします。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。どなたか委員の方、チャット欄にお書きいただいておりますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、小宮山委員のほうからお願いいたします。

○小宮山委員

はい、小宮山でございます。御説明のほう、ありがとうございます。

まず、今冬の需給逼迫の容量市場への影響に関しましては、スライド4に御記載のと通りの案に賛同させていただきたいと思います。

続きまして、スライド20のメインオークション、追加オークションにおける調達の内り方に関してでございますけれども、私は基本的にA案を支持させていただきたいと思います。やはりB案のデメリットである4年前に落選した電源の休廃止が進むリスクがある点を私は強く懸念する次第でして、やはり過度な退出を抑制する役割というのはこの安定供給にとっても大変重要な課題であると強く認識しております。

また、A案におきましても、1年前に顕在化する可能性のある電源、いわゆる未稼働原子力が手当てできないというデメリットもちろんございますけれども、そのような電源が4年前でも可能な限り手当てされるような仕組みとセットで検討することが重要ではないかと認識をしている次第でございます。

また、スライド22のDRの件でございますけれども、方向性に賛同させていただきます。ただし、調整係数の詳細化などを通じまして、安定電源の役割に悪影響を与えないように、きめ細かい検討が重要と思っております。

また、スライド23の件でございますけれども、売り惜しみ防止策の強化ということでございますけれども、5ポツ目に記載がございますとおり、計画停止または休廃止の予定の有無にかかわらず、基本的に全ての電源について応札することとしてはどうかということに関してでございますけれども、また、同じく記載に「応札不要の場合について一定の基準を設ける」とのことでございますけれども、慎重な検討が必要に思う次第でございます。

例えば休廃止予定電源には、恐らくコスト回収が困難で、廃止に向けて調整中の電源も含まれていると考えるのが自然に思えますので、不採算電源の温存、また、新設・リプレースを通じた電源の新陳代謝に悪影響を与えないような配慮の上で、発電事業者の合理的な意思決定を制約することのないように、慎重な検討が必要に思う次第でございます。

また、スライド38の激変緩和措置に関しましては、基本的に想定される入札行動への影響も踏まえまして、私が案1を支持したいと思う次第でございます。その上で、今回、電源の経過年数に応じた減額と入札内容に応じた減額を合わせた減額によって、例えば電源の運転維持費用も十分に回収できない状況となって、電源退出を促して、安定供給に悪影響を与えることのないように、安定供給へも十分に配慮した激変緩和措置にさせていただければというふうに思う次第でございます。

また、最後に、非効率石炭火力のフェードアウトに関しましては、御説明いただいた内容に全て賛同させていただきたいと思います。稼働抑制インセンティブを段階的に強化するという案に関しましては、長期的な供給計画も踏まえた上で、安定供給を阻害しないように配慮した上で進めることが大変重要だというふうに認識してございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員

よろしく申し上げます。

簡潔に意見だけ申します。20ページのメインオークションにおける調達についてなんですけど、A案とB案を現段階で比較するという前に、B案について具体的にXをどの程度の数字にするのかということが、メインと追加をやるんだったら望ましいのかということをおそらく検討してから、A、Bの比較をしないと議論が難しいかなと思っております。Xとしてどのような数字を考えているのか、事務局で案があるんだったら教えていただきたいと思いました。

38ページ目の激変緩和措置の話ですが、これは案1のほうが、1と2どちらかと比較すれば、実際に支払われる価格についての予見可能性が高いのではないかという観点から、望ましいと考えました。

61ページ目の非効率石炭については、過度な退出を招かない必要があるというのは、そのとおりでございます。2050年まではまだ時間があるとも言えますし、あまり時間がないと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、当面は選択肢としての石炭は残しつつ、ロードマップをつくるというようなインセンティブを与える仕組みをうまくつくっていくというのが、よい方向性だと感じております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。

森本さんのほうでしょうか、事務局。先ほどの安藤委員のですかね。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。

森本さんのほうでしょうか、事務局。先ほどの安藤委員のあれですかね。

○森本電力供給室長

はい、安藤委員のコメントを踏まえて、一言発言したいと思います。

確かに、20ページのところで、本日、B案といたしましてX%という形で書かせていただいております。なかなか事務局のほうでこの数字がいいというのをお示しするほどに、ちょっと全体の議論が煮詰まっていなかったので、本日はX%という形にさせていただいております。例えば、今回、容量市場全体で確保している容量1億7,000万から1億8,000万kWと、こういうような形になってございます。例えばその1%となりますと、170万から180万kW、仮に2%となりますと、その倍ということになりますので、340万から360万kWと、こういうような数字になってまいるところでございます。

例えば平均的な火力発電所でありますとか原子力発電所、こういったものを考えますと、100万kWいきませんけれども、それより小さいレベル、50万とか、それを上回るぐらいのキロワットといったところになってまいります。そういった意味で、例えば1%ということになりますと、火力、原子力の発電所の2~3基分、もうちょっと多いかもしれませんけれども、それぐらいの割合。さらに、2%という話になってまいりますと、その倍ぐらいの数ですね、4基とか5基、そういったぐらいの規模感といったところになってくるといったところでございます。

なお、そこを見越すには、前回、自家発でございますとか原子力を御説明させていただきましたけれども、ちょっと現時点では、4年前につきまして必ずしも稼働を見通せてないけれども、1年前であれば見通せるといったものの具体的な数字、ちょっとそこまでお示しするのは困難だなといったところを考えている次第でございます。

取りあえず以上でございます。

○横山座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。お願いします。

○松村委員

まず、今、問題になっていたスライド20、A案、B案に関してですが、安藤委員の御指摘ももつとも、このXがあまりにも大きければこのデメリットが相当に大きくなっていくという懸念で、この値を具体的に念頭に置かないと議論が難しいという指摘は一面では分かる。しかし、このA案、B案という示し方は、Xは何があっても絶対にゼロだというのがA案。このXは何がなんでもゼロだという強い主張がA案で、このXの大小はあったとしても、それは何パーセントが望ましいのか。例えば10%と出てきたら、それは幾らなんでも大きすぎて、それでは弊害があまりにも大きいから、それは無理だから2%にすべきだとか、そういう議論の余地がなく、そもそもゼロにしなきゃいけないと考えるのがA案だと考えれば、A案が合理的だなどは私は到底思えません。

いまだにA案を支持だなどという意見が出てくるということ自体が驚くべきことですが、ある意味で一貫した発言なのかもしれない。今までもずっと消費者の負担で、発電事業者に落ちるお金をできるだけ大きくする効果を持つ措置を支持する発言を一貫してしている人から、そのような発言が出てくるのは驚くべきことではないかもしれないのだけれど、しかし、私はどう考えてもA案はおかしいと思います。B案でこのXを具体的にどうするのか、大きくしすぎるのが問題だ、小さくしすぎたらほとんど意味がないという議論のほうがよっぽど合理的な議論だと思いました。ある種の埋蔵電力がある程度あるということがこれだけ議論されてきたのにもかかわらず、ゼロでなきゃいけないって考えるというのは、私はどうかしていると思います。

さらに、この休廃止に関して調整がいろいろということがあったんですが、原則として全量メインオークションで、追加オークションというのはゼロになる可能性が相当に高い。よほど大きな変化がない限りゼロになるということだとすると、メインオークションで落札しなかったとすれば、それはかなり高い確率で休廃止というのに直結するということなのかもしれないのだけれども、メインオークションで一定割合のみが調達されるということになれば、仮にそのメインオークションで落札できなかったとしても、それ自身が休廃止に直結するわけではないと説明でき、地元との調整とかもできるかもしれない。A案を採ったらそれができなくなる。石炭フェードアウトの文脈で地元との調整が重要と言っていた人が、A案支持などというのはどうかしている。私は、いずれにせよXの値というのは名目だけの小さな値にしないことももちろん重要なことですが、B案が正しいと思います。

次に、DRに関してですが、現行、「枠」という書き方がしてあるんですけど、若干ミスリーディングだと思います。これは「枠」じゃなくて「上限」です。枠にしてくれという議論というのはずっとあった。DRを育てるために、DRが3%と決めたら、3%分はDRにするという

格好にしてくれという要望があったのにもかかわらず、それを採用しなくて、「上限」を定めた
と理解しています。表現としては、「枠」ではなく「上限」と表現すべき。

いずれにせよ、この上限枠に、今はまだ届いていなかったのかもしれないのだけれども、上限
があまりにも厳しいと、これから開発していこうとか準備して応募しようとかという意欲を著し
くそぐ可能性があると思いますので、この上限を絶対に上げるべきだと思います。

今冬の経験からしても、DRが十分育っていなかったことが問題の一部であったということ
を考えれば、強いメッセージを出すためにもこれを大きくすることはすべきだと思います。「仮に
枠を増加させる場合には調整係数」って書いてあるのですが、現在の3%を4%にするという程
度のことで、調整係数って本当に付さなければいけないのかは慎重に考えていただきたい。ただ、
これを4じゃなくて、もっと大きくするとかということを将来考えるのであれば、その時点で調
整係数も具体的に考えなければいけない事態も将来出てくると思います。

今冬、相当無茶な発動をI' として、その結果として未達があった。そこからしてもあてにな
らないよねなどというような議論をするのであれば、であれば今冬だってこれだけ高い市場価格
がついていたときに、本来ならLNG火力がフルに動いているべきものであるのにもかかわらず、
実際には制約で動けなかった。こんなものも、全く同じ発想で調整係数を課せとかいう意見だっ
て、出てきたって全く不思議はないと思いますが、私はそんな議論が建設的だとは少しも思いま
せん。今冬の議論を無茶にを使って、調整係数を課すべきだという議論を無茶にしないように。こ
れは導入量がもっと大きくなったときに考えるべきだということはまだ理解できますが、本当に
4%程度のところで調整係数を課さなければいけないのか自体も、慎重に考えていただきたい。

それから、前回からもそうだったのですが、今回出てきたものはある意味で監視に関して、逆
数入札を廃止するということにして、コストベースでの入札ということをして、なおかつ減額を
考えるというわけだから、入札行動をそれに合わせて変わるということを念頭に置かない。そう
いうことをさせないような、かなり厳しい規制が入るとのこととセットだと思います。負担が
大きくなるという点ではとても申し訳ないのですが、そのような厳しい規制の下で行われるとい
うことを理解した上での発言だったのかどうかは、若干疑問に思っている発言もあり、退出だ
とかというような議論に関しては、そのようなことを念頭に置いた上で議論すべきだと思います。

最後に、非効率石炭の減額に関してはいろんな考え方があり得るというようなこと、今回かな
り具体的な案は出てきたのだと思いますが、稼働率を下げていくということで、フェードアウト
に結びつけることが相当強く出てきたと思います。とても合理的な案だと思います。このとき、
その減額を減らす、つまりフルに出していく、あるいは、減額幅を減らすとかというときには、
そもそも自然体で出てくる稼働率より相当に下がっているということがあって、初めてフェード

アウトになるので、この減額から外す対象のものが、例えば稼働率70だとかいうことで出てくるのではなく、もう少し絞った稼働率で出てこないとおかしいと思います。その点については十分検討の上、今後、具体的な数字を出していただければと思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

はい、又吉です。よろしくお願いいたします。

まず、需給逼迫につきまして、米国テキサス州の事例を整理していただきありがとうございます。この事例を受けまして、容量メカニズムの制度設計が重要である点を再認識いたしました。再エネ導入・拡大とベースロード電源の減少という、日本が今後直面するであろう課題も共有しており、得られる教訓も多いのではないかとこのように考えております。確かに日本における今般の需給逼迫は、kWhの不足に起因しているところも大きいと思いますが、原子力の低稼働、石油火力の稼働状況なども考慮すると、制度的に非常に必要な容量をしっかりと確保していくことが重要であるという整理に賛同したいと思っております。

続きまして、オークションの分割につきましてですが、市場創設の目的を考慮すると、私も4年前に供給力を確保することが望ましいというふうに考えておまして、基本的にはA案に賛同したいと思っております。また、B案を採用するのであれば、メインオークション実施後から3年でどの程度の埋没電源が顕在化してくるのが未知数であることを勘案しつつ、追加オークション量の慎重な見極め、また、1年前に供給力が顕在化しないリスクに対応した手当ての検討というのが重要ではないかというふうに考えております。

続きまして、激変緩和策につきまして、入札内容に応じた減額は、新規電源の減額対象となるケースを生じさせるというふうに考えております。電源の新陳代謝を促すための価格指標性を提供するという、容量市場の創設目的との整合性が担保されるのかやや疑問に思うところであります。新增設に係るファイナンス組成にも影響を及ぼす可能性も否定できないのではないかと考えます。

経過年数に応じた措置、入札内容に応じた措置をダブルでかけるのであれば、維持管理コストを割り込むケースなども想定した慎重な制度設計議論が必要ではないかと考えております。

続きまして、非効率石炭の減額についてです。こちらで判断基準を設計効率としてはどうかという御提案をいただいているんですが、容量市場を選択したバイオマス混焼、もしくは今後運用

が想定されるアンモニア混焼の扱いがどうなっていくのかなという点が少し疑問に思っております。カーボンニュートラルに資する電源運用との整合性を考えた制度設計が必要になるのではないかと考える次第です。

以上になります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

廣瀬でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○廣瀬委員

ありがとうございます。御説明、ありがとうございました。

最後の「カーボンニュートラルとの整合性確保」に関して、一点だけ要望を申し上げます。

前々回、第45回のこの制度検討作業部会の資料にありまして、非効率石炭火力のフェードアウトは、カーボンニュートラルに包含される取り組みであり、その検討に当たっては、別の場で検討を進めている規制的措置との整合性を考慮する必要があるということだと理解しております。そのために、今般、先月、2月17日に第1回の「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等の在り方に関する研究会」が開催されましたように、この制度検討作業部会とは別の場で議論されました内容につきましても、今後、適宜御紹介いただけると助かります。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆さんも、どうぞぜひ名前を書いていただければというふうに思います。オブザーバーの皆さんにも御発言いただきたいと思っております。

それでは、東北電力ネットワークの阿部さん、お願いいたします。

○阿部オブザーバー

はい。東北電力ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○阿部オブザーバー

それでは、よろしく願いいたします。

資料に対する意見に入る前に、2月13日に発生した福島県沖地震につきまして、一言だけ、発言をさせていただければと思います。このたびの地震では、大規模な電源脱落及び停電が発生しておりまして、多くの皆様に大変な御迷惑と御心配をおかけしたことについてお詫びを申し上げたいと思います。また、迅速な復旧や電源立ち上げに御協力いただきました関係者の皆様に対しましても、厚く御礼を申し上げます。引き続き安定供給に万全を期してまいりたいと思っておりますので、御指導・御協力をお願いできればと思います。

次に、容量市場に対する意見ということで、一般送配電事業者として、三点、発言をさせていただきます。

1点目は、スライド20に記載いただいたメインオークションと追加オークションの役割分担についてということで、今回分かりやすく整理いただき感謝しております。以前も発言しましたが、やはり1年前の段階で供給力不足の顕在化を懸念しております。埋蔵電源が出てくるということを期待して、メインオークションと追加オークションで調達量を分割した場合、需給状況によっては電源の休廃止が進んでしまい、十分な供給力が確保できないリスクや、結果としてコスト増になってしまうというようなリスクも考えられると思います。

そして、又吉委員からもお話がありましたとおり、やはり容量市場というのは電源の適切な新陳代謝を促しているという目的も含めれば、新設電源のリードタイムの問題を考慮して、やはり4年前のメインオークションで相応の供給力を確保するA案が望ましいというふうに考えてございます。

B案を採用することで、1年前に顕在化する安い供給力を活用できる可能性もあるということですが、3年後におけるその発動の確実性というようなものも加味して、慎重に検討する必要があるのではないかと考えてございます。仮にB案を採用する場合には、万が一、3年後に供給力が不足するリスクが顕在化した場合の対策、またそのコスト面への影響も含めてきちんとした検討が必要ではないかと考えてございます。引き続き容量市場の趣旨と安定供給の観点からも、慎重な議論をお願いいたします。

2点目は、スライド22に記載いただいた発動指令電源の拡充についてでございます。再エネの連携・拡大による電源の多様化を踏まえるとDRの重要性は今後ますます増していくのであらうと考えてございます。しかしながら、DRというのは、発動回数や時間に制限があるということで、逼迫時間が長時間続く場合の効果については、安定電源に比べて未知数な部分もあるのではないかとこのように認識してございます。

今回のオークションではDRの落札量が上限に達していない結果にもなっておりまして、応札量を増やす取組を中心に行って、実績を評価した上で、拡充というものを議論するという方法もあるのではないかと考えてございます。

全体の目標調達量113%を変えずに、DRを拡充する代替として、安定電源の確保量を減らすということであれば、拡充した場合のリスクや供給信頼度への影響というものを、数字の過多というのはあるかもしれませんが、やはりある程度シミュレーションしながら、適切な上限量を評価しながら進めるような対応が必要ではないかと考えてございます。

あと、3点目は、スライド61から62に記載いただいた、石炭火力のフェードアウトの誘導措置におけるインセンティブ設計の考え方についてでございます。昨今の需給状況から足元の供給力が必ずしも十分ではないということで、非効率石炭火力の過度な退出を招かないように、慎重に留意すべきという点が非常に重要だと考えてございます。以前にも発言させていただきましたけれども、石炭にかかわらず大規模な電源の廃止を急速に進めると、混雑や安定性への影響が考えられます。

今回の事務局様の提案は、必要な供給力、キロワットを確保しながら、発電量であるキロワットアワーを抑制する仕組みというふうに認識しておりまして、この機能がうまく機能すれば、既設送電システムの効率運用の観点からも、送電容量が一時的に不足するような場合にも、その確保しているキロワットを有効に活用できるというような効果も出てくるのではないかなと思います。しかしながら、一方で制度の内容次第では、電源の退出を促すということにつながる可能性もございますので、そのような影響も考えて御議論をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、J-POWERの菅野さん、お願いいたします。

○菅野オブザーバー

J-POWERの菅野です。三点ほど申し上げたいと思います。

まず、スライド23でございますけれども、売り惜しみ防止の強化ということですが、先ほど小宮山委員からもありましたが、基本的に全ての電源について応札とありました。それで、応札不要の場合というのは一定の基準を設けるという記載がありますが、やはり数年前からリクワイアメントには応えられない老朽化が進んでいる電源というのもあり、あるいは水力であれ火力であれ、新陳代謝を進めるために数年前から準備をして、1年ないし2年の休止をして、その間に改装工事を行うことも、私どもも含めて検討されていることと思います。そういうこととの関係で、や

はりある程度前に、ある年次は動かさないと、動かさないというふうな電源もあろうかと思しますので、その辺との関係の整理を、お願いしたいと考えております。

それから、次に情報開示のところ、スライド49でございますけれども、この場でも何度か申し上げてまいりましたが、ここはできましたらB案からA案にくるような段階的な開示というところをお願いできればありがたいと考えております。

3点目、スライド61、62の非効率石炭火力の誘導措置というところでございますが、私どもJ-POWERも個社の問題になりますが、想定しますCO₂の削減目標というのを2030年に向けて固めまして、それを公表させていただいております。

そうした観点から言いますと、この非効率石炭火力の分野というのは、かなり稼働が大幅に落ちてくるというふうに私どもも考えておりますが、ただ、今冬のことも考えますと、ここについて、完全な廃止というのは、やはりリスクが大きかろうと思っております。

例えば石炭火力のサイトの中には、いわゆるUSCと、この非効率と言われるSC以下のものが同居しているタイプもございます。そうしたところでは、同じサイトで共有設備もありますし、当然のことながら石炭の貯蔵も共通の部分がございますので、そうしたことを考えると大幅に稼働が抑制されていても、予備力的な扱いということに関して言うと、かなり効果的なところもあろうかなと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

聞こえます。お願いします。

○渡辺オブザーバー

私から3点、意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず1点目、20ページ、供給力の管理・確保のところでございますが、これまでも意見を申し上げさせていただいているとおり、足元の政策ですとか需要の不透明性の観点から、やはりA案ではなくて、X%のその規模が議論できるB案が望ましいというふうに考えております。

懸念点として挙げられています追加オークションでの供給力の確保という点につきましては、23ページの売り惜しみ防止策の強化との整理は必要となりますが、例えばメインオークションに

は応札しないけれども、追加オークションでの応札を検討したい電源というものは、その理由を事前に申告することを、ある意味追加オークション応札の前提条件とするというような方法で、4年前にあらかじめ期待できる供給力を見積もっておくというようなアイデアもあるのではないかとこのように考えております。

2点目、33ページ、入札価格の妥当性の確保でございますが、事前確認制の基準価格。この事前確認制の導入に当たりましては、やはり前回オークションで約定価格等の妥当性が広く世の中に議論になったということもございますので、まず今回は、より幅広く確認・監視をするべきではないでしょうか。

その観点から、今回は基準価格をNet CONEの半分というようなところに設定してはいかかというふうに考えております。

もちろん、監視コストの問題もございますので、今回の入札結果を見て、もうこの妥当性が議論にならないような状況になっておれば、基準価格をNet CONEにして、監視の対象を少なくするというので、コストを下げたいではないかというふうに考えております。

3点目、小売事業環境の激変緩和というところでございますが、44ページの激変緩和の減額の規模感につきましては、やはり考え方として、前回のオークション結果の1割程度の減額をベースに考えるというのは、ちょっと不十分ではないかというふうに思っております、やはり小売事業者への激変緩和措置という目的から考えましても、当初想定されてきた規模感の減額というのが必要ではないかと考えております。

一方で、電源の新陳代謝ですとかあるいは投資の予見性ということを考えますと、新しい電源への影響というのはいないことが望ましいと思っておりますので、1の経過年数に応じた減額措置について、当初想定していた規模感の減額を適用して、その上で今度のスポット市場高騰等によります他市場の収益の考え方を整理した上で、やはり確保すべき電源には、維持するに必要な収入が個別に得られるように、2の必要性、あるいは規模感というのを検討してはいかかと思っております。

その上で、ぜひ方法を決めましたら、複数パターンでシミュレーションしていただいて、減額規模がどうなるのかというところを確認するようなプロセスをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

竹廣です。音声、聞こえますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

4点、コメントを差し上げたいと思います。

まず1点目は、20ページのメインオークションにおける調達量の件でございますが、これはもう先ほど松村先生、松村委員のほうから御説明があったとおりで、A案というのは、もう1ミリもその追加オークションでの確保を検討しないというような案ですので、A案ということはないと思っています。

このたびの議論でも、自家発あるいは原子力の4年後の稼働が見通せなかったということも、一つの問題だと思っていますし、そういう議論があったかと思っています。

そのために今、このB案というものを立てていただいて、御議論が進んできたと思っていますので、X%の大小の話は、今後あるものと思いますけれども、ぜひまずB案で、議論を進めていただきたいと思っています。

2点目は、23ページの売り惜しみ防止策についてです。

これは、事務局に記載いただきましたとおり、支配的事業者の方に、基本的には全ての電源に応札するという事で取り組んでいただければと思います。

これによって、期待容量と応札容量の差がなくなって、初回オークションのような高額な約定が回避できることを期待したいと思います。

3点目は、36ページ以降の激変緩和の話でございます。

減額措置としまして、この1つ目の電源の経過年数に応じた減額と、2つ目の入札内容に応じた減額ということで整理をいただいて、前回の審議会のほうで弊社からは、2番目の話については、38ページ、案の2を支持させていただきました。

しかし、今回37ページに、事務局の資料にありますように、逆数入札について新しい措置を考えるに当たっては、想定しないものとする明確に記載をいただいています。

逆数入札の弊害がないという前提に立ちますと、最初にありました1の経過年数に応じた減額措置のみを設定して、入札内容に応じた減額という措置自体は不要とする方法もあると考えますので、それを前提に御検討をお願いしたいと思います。

4点目につきましては、減額の規模感のところでは、

先ほど、出光さんからも話がありましたけれども、44ページに8%から27%の間と記載がござ

いますが、やはりこれは、あれだけ議論して当初に想定した規模感にすべきだと考えています。

初回のオークション実績である8%に引きずられて今回またそれを考えるということは、激変緩和措置のそもそもの趣旨を達成できないものと考えますので、御検討をお願いしたいと思えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、中部電力の花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力、花井でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

資料中の各論点に関して、何点か意見をさせていただきます。

まず、20ページのメインオークションにおける調達についてです。私は、B案について、意見させていただきます。安藤先生からもご指摘ありましたが、やはりB案がフィージブルにできるのかというところが大きな論点かと思えます。

20ページのB案の記載ですが、4年前に落選した電源は休廃止の進むリスクがあるとの記載のとおり、オークション、調達量の分割によってメインオークションで落選した電源については、追加オークションで約定する保証がない中、事業者のOWNリスクで維持していくのは判断が難しい面もあると思えます。経済合理性から、電源廃止が進めば一年前に供給力不足が判明する可能性もありますので、表中の何らかの手当てが明示されない現状で、B案は、安定供給上のリスクが大きいと考えられます。

加えて、B案の具体的な約定方法について、メインオークションと追加オークションで、調達量を分けて2回オークションを行う方法であれば、それぞれの需要曲線をどのように設定するかということも、論点となるのではないのでしょうか。

続いて、発動指令電源の拡充についてです。

今回の提案は、全体の調達量は変えずに発動指令電源の枠を増やす案と理解して、その前提で発言させていただきます。

発動指令電源は、年間12回、1日1回3時間しか供給力を提供しないため、24時間フル発電で

きる火力電源とは、安定供給への寄与度が異なります。発動指令電源が増加するという事は、安定電源が減ることになるので、全国的にkWh不足に対応する能力が低下すると考えますと、慎重な検討が必要ではないでしょうか。

また、発動指令電源は、調達上限が3%と僅かであることから、調整係数は設定されていないと認識していますが、枠を大幅に増やすのであれば、調整係数は設定すべきと考えます。

その際、技術的に正しく評価する観点から、拡大部分に限定するのではなく、発動指令電源の調達量全体について、安定電源との代替価値を評価するものと考えています。

次に、37ページの小売事業環境の激変緩和についてです。

電源等の経過年数に応じた減額について、対象電源の考え方は事務局案に異論ありません。ただし、減額される電源が、維持管理コストを回収できない場合、経済合理的な判断として応札せず、廃止に至ることも十分考えられます。

38ページの価格で分けるか量で分けるかについては、今回の課題が価格の問題であることを踏まえれば、価格で分ける案1がよいのではないのでしょうか。ただし、案1は、約定価格が安くても減額が生じてしまうこととなりますので、発電事業者の投資回収予見性を確保するという制度の趣旨を踏まえますと、約定価格が一定額以下の場合には、減額が生じない仕組みとすることも必要と考えております。

最後に、非効率石炭の誘導措置についてです。61ページの考え方に異論はありません。

以前も申し上げましたが、同一kWに同一支払という原則を変えない仕組みが望ましいと考えていますので、基準となる設備利用率を満たせば、減額を生じないようなインセンティブ設計をお願いしたいと思います。

また、需給逼迫時に発電することが不利益とならないよう、需給逼迫時のkWhの供出は利用率に算入しないなど、リクワイアメントについても非効率石炭を対象とした適切な設定が必要と考えています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、東京ガスの菅沢さん、お願いいたします。

○菅沢オブザーバー

東京ガスの菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○菅沢オブザーバー

事務局の方におかれましては、御説明、どうもありがとうございました。

私からは、来年度のオークションに向けた対応ということで、論点の（１）と（３）と（５）について、コメントさせていただきます。

まず、（３）の小売事業環境の激変緩和についてでございますけれども、スライド44の減額の規模感に関しましては、やはり今年度の８％という規模感では不十分であったという点が、今回のこの検討の出発点であるということを念頭に、検討を進めていくべきと考えております。

その上で、この減額の規模感は、スライド37にお示しいただいている①と②の合計で達成することになりますけれども、その比率については前回は申し上げましたとおり、できるだけ新しい電源に影響が出ないように設定する必要があると思っております。

この観点から、①は、初回オークションでは効果が不十分であったということ踏まえまして、当初の経過措置の水準であった42％に近い、強めの比率で設定しつつ、②については限定的な水準にしても良いのではないかと考えます。

また、②の設定が大きくなってしまいますと、スライド44のシミュレーションの結果のとおり減額対象外の範囲が大きくなりますので、支配的事業者の入札行動にも影響が出やすいという副作用もあるかと考えます。

続きまして、（１）の供給力の管理・確保と（５）のカーボンニュートラルとの整合性確保につきましてもでございますけれども、御記載いただいた御提案の方向で御検討いただければと考えております。

詳細検討におきましては、スポット市場への配慮等が重要と考えておりますので、幾つかコメントさせていただきます。

まずスライド22の発動指令電源の拡充であれば、調整係数を詳細化するという御記載もありますけれども、商品区分の多様化、例えば現状3時間前の発動というリクワイアメントについて、DRの参入のしやすさやスポット市場への配慮という観点で、例えば前日発動の商品区分を用意する方法や、あるいは継続時間のリクワイアメントについても供給力としてより活躍できるように、継続時間が長い商品区分も用意する方法もあろうかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

最後に、スライド61の非効率石炭の稼働抑制に対するインセンティブにつきましても、どの季節に抑制しても、同様のインセンティブを付与するというよりは、スポット市場が落ち着いている非需要期に、稼働を抑制するインセンティブがかかるように、これは容量市場の枠組みではないかもしれませんが、御検討いただければと思います。

私からは、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、イーレックスの上手さん、お願いいたします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。お願いします。

○上手オブザーバー

ありがとうございます。

4点、意見を申し上げたいと思います。

まず、20ページの供給力確保の件ですけれども、私どもも案はBを支持します。また、発動指令電源の増枠化についても、賛同させていただきます。

やはり今回の容量市場の高価格というのは、キロワットは絶対的に足りないという絶望的な状態によって生じたものではなくて、いろんな意見があるとおりに、不確実な電源ですとか、埋没電源、これが多数あることによって引き起こされたものというふうに理解しています。

なので、このような状況下では、メインで実施する量をまず限定して、結果をよく分析した上で、例えば約定しなかった電源は退出しないように面倒を見ていくですとか、あるいは不確実な電源を確実な方向に強く推進していくですとか、こういった追加オークションまでの導き方を検討するという進め方がよいのではと考えます。

容量コストの適正化、それから国民負担の低減のために、ぜひB案で御検討いただきたいというふうに思います。

また、23ページの全ての電源に関する考察については、ぜひそのようにしていただきたいと思いましたので、事務局案に感謝申し上げます。

2点目は、入札価格の妥当性のところですが、今回議論には出ていませんが、他市場収益について、事前監視の際には、各社がどのように計算するか、ぜひ見せていただけるものと理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、小売事業環境の激変緩和ですけれども、減額の規模感については、やはり今回結果の数字の8%は、全く参照するべきものではないと思っております。設定当初に想定していた42%の控除率に基づくことを基本と考えます。

経過措置は時限的な措置であって、発電事業者様には、今回のようなスポット高騰に伴う追加

利益をまだまだ享受できる可能性があるということを考えますと、こちらは受け入れていただきたいところかと考えます。

最後に、カーボンニュートラルとの整合性について、58ページの非効率石炭が判断基準ですが、前回私ども作業部会において、容量市場の中で織り込むことに否定的な意見を申し上げましたけれども、やはり容量市場は4年後の具体的な電源ポートフォリオを決めてしまう役割であることに鑑みると、合理的な対象範囲の設定方法が確立できていれば対応も必要なのではと思うようになっております。

ただ、事務局案のお示しいただいた設計効率で判断するというのは、少しシンプルで分かりやすいものなのかもしれませんが、こちらについての賛同はできません。

混焼ですとか熱利用による省エネ努力を加味した補正というのを認めた上で判断するべきかというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、電取委の佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

はい。

20ページについて、まず発言いたします。聞こえますか。

○横山座長

聞こえております。

○佐藤オブザーバー

私は、この20ページに関しましては、中部電力の花井さん、それとエネットの竹廣さん、あと今、御発言いただいた上手さんがおっしゃったこと3つを全て入れた考え方がいいのではないかと思います。

具体的に申し上げます。

一番重要なのは、まず花井さんがおっしゃったところで、これはB案を、私は結論としては賛成しますけれども、除却とか廃止が進んでしまったら元も子もないので、そうならないようにどう考えるかということだと思います。

それで、事務局の整理で、全部出すということにはなっていますが、例えばそうなりますと淡々と供給計画で休止というのが増えるだけになってしまいますので、そうなるとうちさんがおっしゃったように、そのB案であった場合、どうやったら休止とか除却をされないか、ちゃんと

手当てをしながらやるということが、これは20ページの上にも書いてありますが、必要不可欠だと思います。

ただし、まさに竹廣さんがおっしゃったように、いろんな議論の中で、どうやっても今回入らなくても、将来入るのがほぼ確実だという電源がありますので、追加オークションがゼロ%というのは、確かに竹廣さんがおっしゃったように論理的にありませんので、このお三方がおっしゃったそれぞれの論拠というのを理由といたしまして、私はB案を賛成いたします。

ただ、除却と休止ということ、とにかく考えて設定をすべきということであります。

それで、次、経過措置でありますけれども、ちょっとそもそも何でこの経過措置を設けたかということ、もう一回申し上げたいと思います。

ほとんどの方が、小売の激変緩和措置ということでしか御発言されなかったんですが、これは激変緩和措置というか、この経過措置を設けた理由は2つあると思っています。

1つは当然のことながら小売ですけれども、もう一つは、今、非常に電力会社の方、反発された方もいらっしゃいますが、地域独占と、それと総括原価ということで、簡単にこの経過措置を設けないということになると、ウインドフォールで減価償却でこれ二重取りになるのではないかと。

という議論があって、確かに日本は相当長い期間、地域独占で総括原価ということで、他国と相当違う状況があったので、その2つの理由でこの激変緩和措置を設けたというふうに理解しているというか、私は広域機関のときにその理由でやりました。

そうすると、ただその減価償却のところは、御案内のように、今回のガイドラインのところで減価償却のところをどうするかというのはちょっと曖昧になっていまして、結果として私どもが監視したところ、ほぼ全てのところで、その減価償却の部分というのは入っていないということになっています。

そうすると、次回からのオークションで、そもそも減価償却をどうするかということ、次回以降でいいと思いますけれども、議論をして、それが入らないんだったら、当初想定した激変緩和措置、半分なのか2つあるから2で分けて半分というのは、明日死ぬか、今日死ぬかというのは半分と考えるのと同じかもしれませんが、少なくともウインドフォール分というのは、もし減価償却を次回以降入れないと明確に決めるんだったら、その分も考えて議論すべきではないかというふうに思っております。

あと全然違う話ですけれども、その監視の大変さということで一定額以下を、一定額以上を見るということでも、当然のことながら安いやつというのはほとんど見ないので、監視の手間というのは、ほとんど変わらないと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、関西電力の小川さん、よろしく願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。

本日も、皆さん、熱心な御議論、ありがとうございます。

既に今、佐藤さんからいろいろな御意見をいただいた後なんですが、私からは、発電事業者の立場で2点ほど、入札価格の事前確認の件と、小売事業環境の激変緩和の件について、申し上げたいと思います。

まず、1点目ですけれども、35ページの、その入札価格の事前確認手続についてです。これは容量市場のスケジュールといたしましては、まず募集要項の公表があり、それから期待容量の受付、審査、そしてその後、需要曲線の公表等を経まして応札と、こういうスケジュールになるというふうに認識しています。

事前確認の実施時期といたしましては、当然監視業務の御負担もあると思いますので、これは全体のスケジュールの中で、実務的にどのタイミングであればワークするのかということをお検討いただきたいと思います。

これは監視課の負担もあるんですが、事業者側のほうも、やはりいろいろな作業がございますので、そういった実務のタイミングについても御配慮いただきたいと、こういう趣旨でございます。

さらに、これは事前に確認、入札の前に確認するということですので、それまでの直前での運転計画の変更、あるいは最新の状況の反映といったものがございまして、その算定諸元、これを計算してやるわけなんです、こういった作業も必要となる可能性もございます。

ですので、入札の2か月前に、この監視をスタートされる、これは結構だと思うんですけども、その後も2か月前で締切りということではなくて、これは随時状況変化に応じて受け付けいただくなど、実務に即した対応、これをお願いしておきたいと思います。

それから、2つ目は、少し制度の話でございます。37ページから39ページの、先ほどもお話、出ておりました小売事業環境の激変緩和に関する発言でございます。

これは今回、前回もそうなんですけれども、提示いただいています激変緩和措置というのは2つあります。まず1つ目が、電源の経過年数に応じた支払額の一定比率の減額。その上で、②として入札内容に応じた減額ということで、この2つの減額をダブルで重ねるといふことだといふふうに御提案いただいていると思っています。

また、前回ありましたその維持管理費は、少なくとも確保するために、逆数入札という概念があったわけですが、それは今回は想定しないというふうに整理されているというふうに思っております。

その上で、この39ページの図を御覧いただきたいんですが、仮に入札内容に応じた減額、案1と案2と両方ございますけれども、仮にこれは例えば案1で、マルチプライスを併用したとした場合、これは約定点から一定の割合、この減額のオレンジ色の斜線の引いてある部分、この部分のところですが、これはもともと入札が、先ほど我々、維持管理費しか入れられないという前提でやってますので、ここでマルチプライスで、たとえこの電源が必要だということで落札対象電源になったとしても、そもそも電源の経過年数に応じた支払額の一定率の減額を食らってますと、これ逆数入札が認められていないので、確実にこれ維持費割れが生じるのではないかというふうに心配をしています。

マルチプライスではなくて、仮にシングルプライスとなった場合でも、同じように経過年数の減額が入ってきますので、シングルプライスで、この区間で落札した電源も、その金額にもよりますが、維持費を回収できない可能性もあるのかなというふうに思います。

こういう制度設計してしまいますと、発電事業における投資回収の予見性確保という市場、容量市場のその制度趣旨に合わないというふうに心配をしております。

落札しても、維持費すら回収できない形で電源を持つというようなことになってしまうということですので、やはり少なくとも維持費割れが生じないという、制度上の設計が要るのではないかなというふうに考えております。

そのことに絡んでなんですけれども、先ほど来もお話、ありましたけれども、23ページの売り惜しみの関係の、その計画停止または休廃止の予定の有無にかかわらず、全ての電源について応札を求めると、こういう案が、事務局案として提示いただいております。

これをやりますと、これ電源種別によっては、これ今私、頭でイメージしていますが、平時にはほとんど稼働がしないような電源、こういったものは、これは4年後に向けて、ほとんど他市場収入がありませんので、容量収入しかないような電源だと思うんですけども、4年後に、需給逼迫時のリクワイアメントのペナルティリスク、これがかかってくると思うんですけども、これがかかりながら、先ほど申し上げたような維持管理費すら回収できないような状況で維持しないといけないというような落札結果になるのではないかなというふうなことを心配しています。

それは、発電事業者の経営にとっては大変な圧迫要因になるというふうに思っておりますので、このような計画してしまった休廃止予定の電源の入札の仕組みを入れるに当たりましては、やはり発電事業者が、経営的に合理的なその経営判断ができるというようなことを前提とした上で、

細かな取扱いになるかと思えます。

そういったものを、併せて整理いただく必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、この激変緩和あるいは売り惜しみの対応、いずれにしましても発電事業者といたしましては、繰り返しておりますけれども、やはり投資回収の予見性確保ということが、この制度を通じてできるということが重要だと思っておりますので、その容量市場の制度趣旨に沿った制度設計をやっていく必要があるのかなというふうに考えている次第です。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。ございませんでしょうか。はい。

それでは、ただいまいろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。

事務局のほうから、何かコメントございますでしょうか。

○森本電力供給室長

事務局でございます。本日も多様なコメント、どうもありがとうございました。

一部、ちょっと事務的に実際の実務に応じて整理をしないといけない点とかも含めてコメントいただいたかなというふうに理解してございます。

来年度のオークションに向けて、大きなところと、さらに実務的に詰めないといけないところ、ちょっと整理をした上で、次回以降、また御議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

ちょっと細かい点、2点だけ、コメントさせていただきたいと思えます。

1点目は、すみません、最後の廣瀬委員から御指摘をいただきましたほかの委員会での議論の様子の紹介、すみません、本日も若干資料は掲載をしておるんですけども、そのあたり不十分だったかなといった点もございましたので、次回以降、ちょっとその点は留意いたしたいというふうに思っております。

それから、もう1点でございますけれども、本日、多様な議論がございました39ページの激変緩和措置のところ、すみません、ちょっと私どもの資料の説明が不十分だったところもあるかなと思うんですけども、逆数入札の扱いのところにつきましては、逆数入札のないものと前提として考えるという議論ではなくて、仮に逆数入札がないとして考えたときに、どういった制度が組めるのかといったところのぎりぎりを、皆さんどうまく合意できないかなといったところで、御提案をさせていただいているものでございます。

仮に、逆数入札、ないという前提に立ってしまいますと、例えば入札内容に応じた減額という

内容のところが大きく変わってくるかなといったところでございます。

逆に、むしろ逆数入札がないというふうに考えたときに、どれくらい影響を緩和できる、つまり入札内容に応じた減額だと、基本的にはその割合に応じるところもありますけれども、おおむね皆さんが入札をされる維持管理コスト、おおむね確保できるというような図になるというところの前提の下で、御提案をさせていただいているものというところでございます。

なので、逆数入札がないから、入札内容に応じた減額は要らないのではないかといったところには、必ずしもならないといったところで考えている次第でございます。

一方で、逆数入札との関係で、経過年数に応じた減額といったところは、一部バッティングするところもあるかなといったところは承知をしてございます。

一方で、これまでも経過年数に応じた減額といったところ、一定程度制度として組み込んできたと、こういうような背景もあるというふうに承知をしてございます。

このあたりを踏まえた上で、最後うまい落としどころを探っていければというふうに考えてございますので、引き続きの議論をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日、容量市場につきましては、たくさんの多様な御意見、いただきました。

先ほど、森本さんからもお話がありましたように、来年度のオークションに向けて、そろそろ方向性を取りまとめていく必要があるかというふうに思います。

また、次回以降も議論をしていただくこととなりますが、事務局におかれましては、実施機関であります広域機関とも連携を取っていただきまして、さらなる御準備をいただければというふうに思います。

この委員の皆様、オブザーバーの皆様も、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

それでは、また次回、議論をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、非化石価値取引市場について、事務局より資料4の御説明をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○森本電力供給室長

続きまして、資料4でございます。非化石価値取引市場についてという内容でございます。

本作業部会におきましても、昨年来、非化石価値取引市場、ずっと議論いただいていたところでございます。

昨年11月の第44回の本作業部会におきましては、制度導入後の振り返り、現状評価、今後の課

題検討の例なんかを提示させていただいたところでございます。

その後、本制度を取り巻く環境、昨年来大きく変化しつつあると、このような足元の状況でございます。

欧州における環境配慮対応の加速化、さらには政府全体でも昨年10月には2050年のカーボンニュートラル宣言の発表、それから需要家、特に製造業を中心とした需要家の皆様、電気の需要家の皆様、再エネ等のカーボンフリー価値を有する電力の調達、こういったものを求める声、非常に強まってきているというような状況でございます。

そういった状況も踏まえまして、本年1月には、梶山経産大臣からもカーボンフリー電力の価値が適切に評価されるような需要家がアクセスできる環境の整備、こういったものを検討すべしと、こんなような支持もいただいているところでございます。

そちらを踏まえまして、本タスクフォースの親委員会のほうでも、制度の見直しの検討課題といったところの議論を進めているところでございます。

また、本年2月の河野担当大臣のほうが主催で行ってございます再エネのタスクフォース、こちらでも御意見をいただいているところでございます。

電力の需要家が再エネを低価格で調達できる環境の実現、そういったものがないと産業そのものも空洞化、そういったものが起こると。スピード感をもって国際的な整合性を念頭に、制度改善の検討を行っていただきたいと、こんなようなコメントをいただいているところでございます。

こういった環境の変化も踏まえまして、今後の本制度の見直しへの具体的な方向性、本日御議論いただきたいと、こんな内容でございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目以降でございます。

3ページ目以降は、これまでの本タスクフォースの議論の振り返りでございます。3ページ目、4ページ目、ちょっと割愛をさせていただきたいと思えます。

5ページ目、本年2月の非F I T非化石証書のオークションの結果という内容でございます。本年度から非F I T非化石証書のオークションもF I T非化石証書に続きまして、開始されてございます。第2回から、初回ということになってございまして、先般2月のオークションが2回目と、こんな内容になってございます。

非F I T再エネ指定の証書が、今回2月のオークションでは、大幅に約定量が増加して、100億キロワット余りというような結果になっているというところでございます。

ただ、まだまだ足元、低調な約定状況と、このような内容でございます。

6ページ目でございます。本年度中間目標値に対する取組状況という内容でございます。

本年度2020年度から、非化石高度化法の目標、2030年度の目標に対する中間目標値、こういっ

たものを一定の小売電気事業者に対して課してきていると、こんなような内容でございます。年度の小売供給の約9%というようなものを外部調達必要量という形で設定をさせていただいてございます。

あくまでも、JEPXの市場取引分のみという内容でございますけれども、その進捗状況を整理したのが、6ページ目の図になってございます。既に、一定程度外部調達購入されている事業者さん、多ございます。

一方で、まだまだ進捗状況が必ずしも芳しくない、こんなような結果も見られているところでございます。あくまでも、市場取引分のみと、相対取引等を除いた数字になってございますので、必ずしもこれだけで判断するのは難しいところもございますけれども、市場取引分のみで判断をすると、必ずしも進捗が芳しくない、こんなような状況でございます。

こういった内容も踏まえまして、7ページ目でございます。先ほど来の繰り返しになりますけれども、非化石証書全体の取引量、確かに2018年度、19年度、始まった当初からは、今年度大幅に増えてきていると、こんなような足元の状況でございます。

ただ、一方で、具体的な目標値、各社の目標値からの進捗状況、そのようなばらつきがあると、このような状況でございます。

こういった背景を踏まえまして、取組を後押しするような仕組みの検討、こういったものが必要になってくるのではないかとといったところの問題提起でございます。

もちろん2020年度から第1フェーズ、3か年という形での評価をするということになってございますので、そういった面を一定加味をした上での制度検討が必要といったところで、留意させていただいてございます。

こういった内容を踏まえまして、全体的な周辺環境の変化、こういったものを踏まえまして、現行制度との整合性も図りつつも、必ずしも第1フェーズの終了、2022年度の終了を待たずに、制度の改善を行っていくといったところを検討してやったらどうかといったところの御提案でございます。

8ページ目でございます。11月の本タスクフォースでもお示しさせていただいてございます様々な検討課題も、まだ残っているところでございます。

こういった面も含めまして、この後幾つか整理等させていただいている内容でございます。

また、第2フェーズ以降の検討と残された課題もあるかなと思ってございますところ、こういったものを順次整理していく必要があるといったところでございます。

9ページ目でございます。足元、非F I T非化石証書の最終オークション後の取引についてとしたところでございます。先ほどの説明のとおりで、非F I T非化石証書のオークション、既に

始まっております。

3回目のオークションが、この5月にやってくるというような内容でございます。

非化石証書の有効年数が1年ということになってございますので、それ以降の扱いをどうするのかというような内容でございます。

F I T分の非化石証書につきましては、小売電気事業者に対する分配を行わないと、こんな整理になってございます。

一方で、非F I T非化石証書につきましては、どのような扱いをするのかという内容でございますけれども、翌年度への持ち越し自体は不可という形にしてございますけれども、一方で、実際に非化石電源を稼働する発電事業者、こういったものにつきましては、例えば減失分の非化石価値をほかの制度、高度化法の数値の達成でございますとか、温対法上の排出係数の計算、こういったものへの関係、こういったものについて反映できないというふうになってまいりますと、非化石証書化したことで、実態と情報が乖離してしまうと、こういうふうなおそれがあるというふうにご覧いただけます。

そういった観点から、相対取引ぎりぎりまで活用するというのを認めてはどうかといった形の整理をさせていただいております。

なお、相対取引における価格につきましては、事業者ごとの差別的な価格形成がなされないようにと、社内取引価格の不当な内部補助に当たらないような対応、こういったものが必要であるというところを改めて記載をさせていただいております。

続きまして、全体的なお話ということで、2ポツ以降でございます。12ページ目以降でございます。カーボンニュートラルをめぐる動向ということで、先ほどの繰り返しでございますけれども、全世界的にカーボンニュートラルへの取組、こういったものが待たないで動いてきていると、こんなような状況でございます。

そういった中で、13ページでございますけれども、民間企業におけるカーボンニュートラルの流れ、こういったものがますます加速していっていると、こういうような背景でございます。

我が国企業も、様々な脱炭素経営に向けた取組、非常に感心が高まってきていると、こんなような状況でございます。

そういった背景を踏まえまして、14ページ目、当初の大臣からも検討の指示という形で、カーボンフリー電力の価値が適切に評価されるような需要家がアクセスできる環境整備が必要と、こういった指示を受けているところでございます。

こういった内容も踏まえまして、15ページ目でございます。本タスクフォースの親委員会でも、3つの論点について、御提示をさせていただき、御意見をいただいているところでございます。

そういった意見、踏まえまして、また、17ページ目でございますけれども、河野担当大臣の再エネの規制総点検タスクフォース、そちらの場でも御意見をいただいているという内容でございます。

18ページ目でございます。また具体的な需要家サイドからも、制度の見直し、制度の改善、こういったお声をいただいているところでございます。具体的には、再エネ証書の直接的な購入、それから価格面の見直し、それからトラッキング制度の充実、こういったところの御指摘をいただいているところでございます。

こういった内容を踏まえまして、今後の検討はこの方向性ということで、3ポツ以降で、それぞれの3つの論点について、整理させていただいてございます。

大きく論点につきましては、先ほど来出てございます直接購入、それから価格面、それからトラッキングを充実と、こんな内容でございます。

21ページ目でございます。

1点目、論点1、需要家による直接購入と、こういった内容でございます。

これまで、本タスクフォースでも御議論いただいてきてございますけれども、エネルギー供給高度化法の義務達成のための一定の支援になる仕組みという形で非化石証書の取引制度、こういったものを導入してきたわけでございますけれども、そういった制度趣旨にも鑑みまして、小売電気事業者のみ、非化石価値取引オークションの対象としてきたと、こういったところでございます。

需要家が直接購入するという事は、元来想定をしていなかったと、こんなような内容でございます。

一方で、大口の電力の需要家、そういったところからは、国際的な制度、こういったものを背景に、電力会社を通さず、非化石証書を直接購入できるようにしてほしいと、コスト低減にもつながるのではないかと、こんなようなお声もいただいているところでございます。

こういった流れの中で、需要家が非化石証書を直接購入できるような仕組み、こういったものを検討していくということにはどうかという提案でございます。

もちろん、需要家と一くりに取りましても、いろんなスタイルの、いろんな種類の需要家さんがおられるということでございますので、一定の要件を満たした需要家に対して、直接購入を認めるという方向で考えていってどうかという提案でございます。

もちろん、繰り返しになりますけれども、そもそものエネルギー供給高度化法の制度趣旨、さらにはそちらに基づいた中間目標値の在り方、これまでのそれに応じた小売電気事業者の取組、こういったものへの配慮、一定程度必要になってくるといったところでございます。

こういったものも配慮しながら、制度検討を進める必要があるのではないかとといった点が1点目でございます。

2点目が、証書価格の引下げという内容でございます。22ページ目以降でございます。

こちらにつきましては、本タスクフォースでも、一部以前から意見をいただいている内容という内容でございます。

現在FIT非化石証書につきましては、1.3円/キロワットアワーという最低価格が設定されてございます。

今年度から、非FIT分につきましても、オークションが始まり、そちらにつきましては、最低価格が設定されてございませんけれども、これまで2回のオークションにつきましては、1.3円、おおよそ反映をしました指標価格といたしました1.1円から1.2円と、こういったような値がついてきているというような状況でございます。

そういった形を踏まえますと、今後、より非化石証書を商いしやすい、売買しやすいと、こういったものを考えますと、この最低価格を一定程度見直していくということが必要ではないかという提案でございます。そういった観点から、一つ考えられるのではないかというような提案でございます。

ただ一方で、現行の非化石証書、高度化法に基づく小売電気事業者の目標達成の後押しということも、もちろんございますけれども、環境投資の促進と、こういったような目的もあるといったところでございます。

さらに、既に一定量、相当量の取引といったところが行われてきていると、こんなような背景もございます。

また、国内類似他制度、例えばJクレジット制度といったところも、当初環境省中心に運営してございますけれども、そういったものの影響、こういったものも配慮しながら、価格水準を見ていくといったところも必要ではないかというところも、併せて留意事項として付記をさせていただいてございます。

最後、3点目の論点でございます。29ページ目でございます。

利便性の向上といったところで、トラッキング制度の充実といったところを御提案させていただいてございます。

FITの非化石証書につきましては、制度が始まって間もなくのところ、2019年度から、いわゆるトラッキング制度というものを導入してきてございます。エネ庁の実証事業という形で電源主の特定でございますとか発電所・発電量、こういったものを特定するという制度を運用してきてございます。

それぞれのいわゆるRE100と言われる国際的な認証制度、こういったものに準拠するという形で、そういったものに企業が活用するという観点から、トラッキング制度の導入・充実を図ってきているところがございます。

いわゆるRE100、再生可能エネルギーの100%を証明していくと、こういったニーズの高まりから、トラッキング付の証書、もっと増やしてほしいと、こんなお声をいただいているところがございます。

一方で、このトラッキング制度の拡充という観点で、一つ課題になってきているのが、それぞれの発電事業者さんの同意、こういったものをいかに得ていくのかといったところが、一つ課題になっているところがございます。

特に、発電所の具体的な詳細、発電量でございますとか、所在地、発電所名、こういったものが全て開示されると、こういうような形になってくるわけでございますので、一定程度、情報開示への配慮という形で、これまで運用してきていると、こんな背景がございます。

必要に応じて、こういったものの制度的な対応も含めまして、今後検討を深めていく必要があるのではないかといったことの御提案をさせていただいております。

なお、既にFIT非化石証書につきましては、制度を導入してございますけれども、来年度の8月から、さらに非FIT非化石証書につきましても、トラッキングの実施を開始すると、こんなような準備を進めているところがございます。

こちらにつきましては、まずは実証の進捗というところを見極めていくということが大事ではないかということも併せて付記させていただいております。

取りあえず、私のほうからは以上でございます。御議論、よろしくお願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、発言を希望される方は、先ほどと同様、先ほどのコメント欄にお名前と発言希望の旨を、御記入いただければというふうに思います。

それでは、まず委員の皆さん、できましたら最初にお願ひしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。お願ひいたします。

それでは、小宮山委員、よろしくお願ひいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明ありがとうございました。

まず、スライド21の、需要家による直接購入への対応ということでございますけれども、ぜひ記述のとおり御検討のほう、進めていただければということで賛同をさせていただきたいと思ひ

ます。

記載のとおり、大口需要家様のほうから、再エネ価値、恐らく環境表示価値等も踏まえてニーズが拡大しているということで、こうした需要家も直接購入できる制度の構築というのは、大変重要と思います一方、スライドにも記載のとおり小売事業者の高度化法の目標達成に悪影響を与えないように留意した枠組み構築が重要と考えておりますので、その点、留意した上で検討を進めていただければというふうに思っております。

またあわせて、小売事業者と大口需要家の間での非化石証書の取引といったオークションも考えられないかどうか、そうしたやや視野も広げた上で、検討することも大事なかなというふうに、考える次第でございます。

また、スライド22の証書価格の引下げにつきましても、最低価格見直しに賛同するところではございますけれども、資料に記載のとおり環境投資促進の目的という、非化石証書の制度の趣旨を損なわないように検討することが大事かというふうに認識してございます。

最後に、スライド29のトラッキング制度の充実化に関しましても、大いに賛同するところでございまして、やはりトラッキング制度の充実化によって、非化石証書の需要の喚起、ひいては中長期的には非化石電源の投資の喚起の上でも大変重要だというふうに考えておりますので、御検討のほう、ぜひ進めていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員

よろしく願いします。

今、議論が上がっていましたが、21ページ辺りの直接購入の点についてなんですけど、これがどのくらい要望があるのかということ次第で、扱い方が変わってくるのではないかと感じております。

直接購入したいという声は非常に大きくて、実際にマーケットとして成立するんであったら、今の仕組みと併存させるという選択も可能、考えられますが、非常に小さな需要しかないのであれば、小売電気事業者のみが参加できる市場と、またそのすみ分けであったり、取引のやり方であったり、複雑になるという観点から、実際どのくらい需要があるかによって、ここは議論が分かれるのではないかと感じました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

事務局の森本さん。この今の安藤委員の御質問、どれぐらい需要家さんが要望があるのかというの、何かコメントがありますでしょうか。

○森本電力供給室長

御質問、ありがとうございます。

具体的に、ちょっと定量的に幾らといったところはなかなかお示しが難しいところではございますけれども、ちょっと資料にも記載させていただいているとおりで、実際に我々も需要家さんと意見交換をさせていただいている中で、やはり国際的な制度、アメリカ、ヨーロッパを中心に、こういった発電所の証明みたいなどころ、こういったものは非常にイージーにやり取りがされてきていると、こういったお声はいただいております。

そういったものを国内でもできるようにできないのかと。こんな声は強くいただいているところでございます。

特にグローバルに活動されている企業、基本的にはグローバルに活動されているということなので、それなりの規模感のある需要家さんといったことに、基本的にはなってくるかなというふうに考えてございまして、そういったところ、国際的な整合性の観点から、どういうふうに制度を考えていくのかといった点、一方で、既に御指摘もございますけれども、既に導入をされている制度といったところの側面もございまして、そことの整合性をどう図っていくのかといったところが、一つ大きな課題かなというふうに捉えているところでございます。

すみません。ちょっと直接な答えになってございませんけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、いかがでしょうか。ございますでしょうか。

曾我委員、どうぞよろしく願いいたします。

○曾我委員

ありがとうございます。

非化石証書についていただいた御説明についての方向性については、特に大きな異存等はございません。大口需要家による直接購入のところは、確かに供給高度化法との関係での小売電気事業者への配慮ということで、詳細設計をどうするかということが悩ましいかなと思っております。

あと私から1点、御指摘があるとする、29ページの論点③の利便性の向上のためのトラッキング制度の充実というところです。トラッキングに必要な発電事業者の情報開示については、FIT発電事業者の同意が得られていないため、あまり機能をしてないところがあるということでした。

この発電事業者に関する情報については、法人か個人か、あるいは各情報の内容がどこまで精緻に開示しなければいけないのかにもよるのかなと思います。例えば個人情報についても、個人として特定されるものが含まれると、確かに開示したくないという抵抗感もあると思ひ、必要合理的な範囲でトラックができればいいと思います。トラッキング制度を充実させたいということであれば、開示対象となる情報について、めり張りをつけてもいいのかなと思ひました次第です。

実務上どこまでの情報がどのように開示されているのかを踏まえずに発言している点もごひますので、もし見当違ひでしたら、御指摘いただければと思ひます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

それでは、秋元委員、よろしくお願ひいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。

すみません。ちょっと別の審議会があつて、しばらく抜けていて、前の議論についていけてないかかもしれせんけれども。

今の非化石のところでごひますけれども、若干、個人的に申し上げると、今回の改定の方針について、少しもうちょっと慎重な議論が必要なのではないかなという気が全般にしています。

少し、資料、例えば20ページ目にありますけれども、20ページ目に、海外との比較で書かれていて、その非化石価値取引市場の最低価格1.3円のところが、少し論点になっていて、もう少し引下げ、どうかという御提示だと思ひますけれども、基本的には排出削減を厳しくしていくという政府の方向性があつて、ゼロエミッションに向けて、さらに強化していくという中で、この最低価格のさらなる引下げが、どんなインパクトがあるのかということが、もう少し慎重に考えなければいけないのではないかなという気がしています。

何かと申しますと、比較で横と、EUとでしようけれども、海外という部分で、この比較を書かれていますが、この0.1円といっている部分は、例えばEUで考えますと、EU ETSは別

にあつて、そのコストは、その価格は電力料金に乗ってきているはずであつて、この非化石価値取引市場は、少し形は違いますけれども、EU ETSの電力版に近いようなものだというふうに思いますので、そう考えると1.3円というか、この価格の部分自身は、EU ETSの価格がどういふふうに電気料金に乗っているのかというところと比較して考えないといけないのではないかというふうに思います。

よつて、ここでも書かれていますがつ、1.3円と、この非FIT非化石証書の1.1円から1.2円の差がつ、要は発電源証明に当たるようなもので、0.1円なのだというふうに理解するのが通常だと思つたつので、そうすると欧州のほうの0.1から0.2円というものと、基本的にconsistentになっている水準だろうというふうに理解しています。

何が問題かというつ、やはり非化石価値取引市場がつ、これは高度化法の目標がかかっているつので、今後買つてくるとは思つたつけれども、ただ今買わないというつのは、やはり価格転嫁がつ、何度も申し上げていますがつけれども、規制料金に価格転嫁がつされていない形の中で、買う人が、あまりやっぱりいないという状況だと思つていて、本来はみんながつ国民負担として、この非化石価値を増やしていくというつ中で、ちゃんと負担していかないといけないつのに、料金転嫁がつできにくくなつているつので、なかなか負担がつできないということになつているつので、一部の人が買いにいかないといけなくなつているつので、その分、高く見えてしまうということだというふうに理解しているつので、そのあたりも全体像を踏まえて、どういふ形がついいのかというつのは、もう少し冷静に、慎重に議論したほうがいいのではないかという気はしています。

あと、需要家が直接買うというつところも、若干同じようなところがあつて、認めてもいいかなとも思つたつつも、それによつてほか、これは先ほどからもちよつと議論出ましたけれども、小売事業者のほうに、その分の目標達成がつ難しくなつていくつとか、そういう影響も出てきますつので、少しそういうあたりも含めて、もう少し検討してはどうかという気がしています。

一旦、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございます。

それでは、次は松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

聞こえております。

○松村委員

まず、需要家がアクセスできるようにしてほしいというのは、ぜひこの資料に書いてあるとおりに前向きに検討していただきたい。それで、ニーズがというようなことについて言うと、もう実際に悲鳴を上げている企業とかもあるわけです。

再エネで調達した電気で作ったものでないと、もう納入できなくなるなんていうようなことだって、もう目の前に迫っているか、あるいは近い将来ならもっとその圧力、強くなるということ、もう十分あり得ると思います。

そのときに、ただでさえ賦課金だとか、いろんな要因で日本、電気代が高くなっている中で、さらにこれ再エネってやると、物すごく高い価格が必要だなんていうようなことになったら、もうとてもやっていけないという悲鳴は、もう至るところで聞こえていると思います。

もう何とかしなければいけないということを、ぜひ考えていただきたい。

一方で、ここでそもそもどれぐらい意味があるのかとか、そういう議論って、本質的な議論っていうのはあり得ると思うんですけども、この手の議論っていうのは大きな制約がある。

つまり、これは国際的に認めてもらえる、それは確かに再エネの調達だっていうふうに認めてもらえるスキームにしないと、せっかくやった意味がなくなってしまうということで、幾つかの案、幾つかの方法というのを考えて、それで、その中で、その国際的にもちゃんと通用する、認めてもらえるというようなものを選択するというのをせざるを得なくなると思いますので、一つに決め打ちしないで幾つかの案というのを考えざるを得なくなってくると思います。

一つは、売れ残ったものというのを別途消費者が、需要家が直接買えるようにするという、別の区分した市場というのをつくるというのも一つのやり方ですし、あるいは賛同者はいないと思いますが、例えば需要家が直接買って、その需要家に電気を売っている事業者というのは、この高度化法の義務を果たしたというふうにみなすというようなやり方をしたとすると、直接買って、自分の使っている電気っていうのは、100%、自力で再エネ化したというような事業者は、その分、小売事業者の負担というのは軽減されるわけだから、そのような需要家に供給したいという争奪戦が起こるわけで、そうすると必然的に小売価格がその分だけ下がるはずなんですよね。

そういうことを通じて、需要家の負担というのを過度に増やさないというようなことと、それから高度化法という発想とバッティングさせないというようなことの両立は、十分可能だと思います。

今言ったようなやり方、2つのやり方というのは、それ以外ないという意味ではないんですが、いろんなやり方が考えられると思いますので、何とか頭をひねって、この需要家の苦境というのを何とか救えないかということを、今回の事務局の資料のように前向きに考えていただければというふうに思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆さんもぜひ、発言をよろしくお願ひしたいというふうに思います。
いかがでしょうか。

それでは、出光興産の渡辺さん、よろしくお願ひいたします。

○渡辺オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○横山座長

聞こえます。よろしくお願ひします。

○渡辺オブザーバー

一般的なことについて、一つ意見を述べさせていただきたいと思います。

世界全体で、カーボンニュートラルを目指す動きが加速している中で、今回の議論の論点として挙げられています非化石価値の価格が高いとか、需要家によって直接購入できるようにすべきとか、あるいは需要家から見た利便性を高めるとか、規制や制度の国際的な整合性を取るといった視点は、これは本当に日本の産業界が国際競争力を維持しつつ、カーボンニュートラルを実現していくためには、やっぱり手当てが必要な点だというふうに考えています。

これは、日本がカーボンニュートラルを実現するには、国内の需要家がカーボンニュートラルを実現することが必要ですし、そのために需要家のニーズに合った制度にしていくということは当然だというふうに考えています。

しかしながら、これらのニーズを、この非化石価値取引市場という制度の枠組みで全て対応していこうというような意図で議論を進めていくということであると、ちょっとこれはいささか無理があるのではないかなと思っております。

御指摘のあったとおりで、非化石価値の取引市場というのは、小売電気事業者による高度化法の目標達成を後押しするためとか、あるいは非化石電源の投資等の促進というような、あるいは当初は、固定価格買取制度による国民負担の軽減みたいなものも実現しようとして、設計されてきたものだというふうに認識しておりますので、やはり今申し上げたような論点、今後必要な論点を、あるいは社会のニーズというべきか、これを全て満たして、この資料の中で満たしていくというのは、なかなか難しいのではないかなと。やはり増築・改築で対応するのは、限度があるのではないかなと思っておりますので。

やはり、例えば直接購入の対応につきましても、一定の要件を満たした需要家だけに限定して認めていくということは、多分実現可能だと思うんですが、だからと言って、これで増築・改築で対応していくと、その先どんどん市場が複雑になっていってしまっ、結果的に需要家あるいは世界的に見ますと、非常に分かりにくいものになってしまうのではないかなというふうに考えております。

やはりこれだけ電力の非化石価値を取り巻く社会の認識ですとか環境、これがこの市場を設計した当時と大きく変化したわけですから、やはり制度そのものも社会の変化に適応するように変えていって当然ではないかなというふうに思います。

できれば、新しい環境に合った、新しい制度を新築でつくって、そこに今回これ、走り始めますこの非化石価値市場の機能を引越させしていくと、世の中に対応していくことが本当は必要なんではないかなというふうに考えておる次第でございます。

まとまっておりますが、コメントとして述べさせていただきました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、イーレックス、上手さん、よろしく願いいたします。

○上手オブザーバー

イーレックスの上手です。よろしく願いします。

今回、非化石に関する様々な問題ですとか需要家のニーズについて整理いただきましてありがとうございます。

私から、直接供給の件と価格の引下げについて、コメントさせていただきます。

どちらも同じ方向感としては非常によいと思うんですけれども、慎重に話したほうがよいのではないかとということでございます。

まず、論点①の需要家の直接供給ですけれども、本当に直接調達をしたことによって、需要家のコスト低減につながるのかどうかですとか、あと高度化法との整合、こういったものをどうするかについては、慎重に見たほうがよいというふうに思いました。

それから論点②の非化石価値の引下げですけれども、相対調達の状況は見えませんが、2月の、先ほどお示しいただいた取引の結果について、2月は恐らく会計上、今期の費用に計上できる最後のチャンスだと思っているんですけれども、これがこのような取引の約定状況ということは、やはり買手が高いと思っている証拠だというふうには、これはもう間違いないと思います。

ただ、いろいろ今回、これを下げってしまうと、今回3か年平均を踏まえて、例えばもう既にも買ってしまった事業者さんとの不公平感があるのではないかと、あるいは、値下げをすると、結局のところF I Tの賦課金はその分の増額になってしまうかもしれないとか、あとはもともとの趣旨である再エネのF I Tから自立していくところに充てていくみたいな、こういったところが遅れていく、このあたりはよく見た上で判断していく必要があるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、エネットの竹廣さん、よろしく願いいたします。

○竹廣オブザーバー

竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

今回、需要家の声を含めまして、幅広い視点からこの非化石の市場について御検討いただきましてありがとうございます。

いろいろ課題はあると認識していますが、より一層、この市場がうまく活用されるという意味でも、検討に値すると思っていますので、ぜひまずはその前提でコメントさせていただきたいと思います。

1点目は、9ページの最終オークション後の取引についてでございますけれども、この最終オークションの後に購入できる機会があること自体は、買い逃しといえますか、こういうことにも対応できるので、実務的にもありがたいと思っていますが、一方で証書の大量保有者が、同一グループ内の小売に差別的に安い価格で供給するといったことが、懸念としてはございますので、これを回避する方法としまして、例えば相対取引においては、最終のオークションでの売入札価格と同じ単価とすることをルール化してはいかがでしょうか。御検討いただければと思います。

2点目は、需要家による直接購入の話ですけれども、需要家の声が多くあるということについて、まずは検討すべき内容だと考えました。高度化法の目標との関係など難しい点があると思いますが、

低炭素の取組みにを加速させる意味ではぜひ検討をお願いしたいと思っています。

少し気になりましたのは、この高度化法ですけれども、2009年にこのエネルギー供給構造高度化法の背景とか概要というのが、制定時に整理されていますが、このとき、なぜ小売に目標を課せたかということと言えますと、そのときの資料から、今引用して読み上げると、「一次エネルギー源の選択あるいはエネルギーの転換方法の改善等、転換技術の開発といった措置になることから、その実施に当たっては経済的及び技術的な制約があると考えられるエネルギー使用者ではなく、エネルギー供給事業者を対象とするのが適当だ」ということで、小売側に目標を課せられたという背景がございますので、仮にこの目標設定の、需要家も含めて変えるということになって、この目標設定の考え方を変えるということであれば、このような目標を課している背景のところにも踏み込んで、整理はお願いしたいと考えたところです。

3点目ですが、証書価格の引下げということで、本日の資料は、まず見直す方向で検討を進めてみてはどうかという事務局からの投げかけだというふうに思いましたので、こちらも多くのお客様から御要望のあるところだと思っています。

引下げによって、証書の流通量の拡大というものも期待できると考えますし、先ほど来出ています各企業の国際競争力の維持の観点からも検討すべきテーマだと思しますので、引き続き御議論いただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

次は、日本卸電力取引所、國松さんですね。よろしく願いいたします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。聞こえておられますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

私ども、今、非化石価値取引市場のほうを運営させていただいております。その立場から、何点か申し上げたいと思います。

まず9ページ目の、その相対取引を可能としてはどうかというのは、私、これは可能であったと認識していたんですけれども。

確かに、無駄になってしまっておかしいと思いますので、私どもの口座情報で発電事業者さんへ放置されているものに関しましては、何らかアクセス等して、注意喚起をしていきたいと考

えてございます。決して、現実とその数字が乖離しないように私どももできることは努めてまいりたいと考えてございます。

あと、見直しとして、需要家の購入というのを挙げて、直接購入というのを挙げていただいております。取引所の価格の下限に、今1.3円で貼り付いていて、もう少し小売電気事業者のその事務料を上げれば、多分4円に貼り付くという、その制度でやっていく以上は、この1.3と4の間をどうしてもポンポンと動いてしまう可能性があるような中で、一部、ボランタリー的な動きがある需要家というものを入れることによって、その価格がある程度決まり、値決めをする事業者を増やすことによってしっかりとした価格がついてくるというのは期待できると思っておりますし、私は非常にいい方策だろうと思っております。

ただ、3か年のその中間目標の設定がある中において、なかなかできること、できないことというのはあろうかと思えます。

何にしましても、今回挙げていただきました点というのは、非常に非化石価値市場にとっていいものであると思っておりますので、私どももぜひ検討に参加させていただいて、お役に立ちたいと考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は東京ガスの菅沢さん、どうぞよろしく願いいたします。

○菅沢オブザーバー

東京ガス、菅沢でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。

○菅沢オブザーバー

まず、御説明、どうもありがとうございました。

私からは、現行の非化石取引市場における検討課題と、あと今後の検討の方向性について、それぞれコメントさせていただきます。

まず、スライド9に御記載いただいている、非F I T非化石証書最終オークション後の取引についてでございますけれども、やはり非化石価値取引市場は、買手に義務が課されておまして、結果、売手に有利な市場になっているというふうに認識しております。

この観点から、御記載のとおり、非F I T非化石証書が、売れ残り分が滅失してしまうということは望ましくないことでございますけれども、この整理とするならば、少なくとも最終オーク

ションにおいて、全量市場供出されるようなルール化が必要ではないかと考えてございます。

次に今後の検討の方向性についてでございますけれども、論点1と論点2につきまして、別立てでなっておりますけれども、スライド18を拝見するに、やはり課題認識は環境価値、再エネ価値にアクセスするコストが高いということだと思っております。

この点からは、やはり直接的な解決策である論点2が、大変重要だと考えてございます。

一方、論点1につきましては、小売事業者の実情としましては、むしろ非化石証書を購入した企業を小売料金に転嫁できてないという状況でもございますので、課題の解決に直接つながるかどうかというのは、ちょっと疑問に思うところもございます。

その上で、仮に直接購入を認められる場合には、御記載のとおり、小売事業者に課せられた義務からの控除も考えられますし、あとそもそもカーボンニュートラルに向けた規制の在り方についても議論が必要になってくるのではないかなというふうに思いました。

私からは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして中部電力、花井さん、よろしくお願いたします。

○花井オブザーバー

中部電力、花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

聞こえております。お願いたします。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

8ページの現行制度における検討課題についてです。スライド中で今後の課題として整理されておりますが、既に第1フェーズが始まっているということもあり、第1フェーズの評価方法について、今回の5ページの非FITオークションの結果も踏まえて、意見させていただきます。

第2回に比べ、第3回のオークションの約定量は増加傾向にあり、多くは高度化法の中間目標値達成のための調達を占めていると推測されます。

証書の調達は、小売電気事業者の経営戦略によるものの、証書の1年間の有効期限や3か年の平均値により評価する中間評価の仕組み等を考慮し、対応していると考えられます。

今後約定量が増加すると思われれます。また、6ページの20年度の中間目標に対する取組状況では、相対取引の状況が見えていないため、現時点のオークション結果だけをもって、第1フェーズの評価方法の妥当性を議論するのは難しいのではないかと考えます。

第2次中間取りまとめに記載されていますとおり、中間評価の頻度については、非化石電源の稼働率の変化等による非化石証書の供給量の変動に対して、ある程度小売電気事業者が柔軟に対応できるよう、複数年度の平均値で評価することとした経緯もあり、その点を考慮しつつ慎重な議論をお願いいたします。

次に、需要家の直接購入についてですが、非化石証書制度は、高度化法の義務達成を後押しするための制度であり、需要家が直接購入できる仕組みの構築次第では、高度化法の義務履行者である小売電気事業者の義務達成が困難になることが予想されます。

他方で、需要家がアクセスできる環境整備や国際競争力向上の観点も、事業者としても考慮する必要があるものと認識しております。

ただ、需要家が市場へ直接参入することが、コスト減に繋がるかどうかといった点については、検証も踏まえつつ、慎重に議論する必要があるのではないのでしょうか。

また、8ページにもあります需要家理解の下での電気料金への反映に関する措置も念頭に置き、検討する必要があると考えます。それには、需要家間の公平性や制度としての分かりやすさといった観点も、議論する上で重要だと認識しております。

なお、需要家アクセスの環境整備の観点では、一案として、各小売電気事業者の再エネメニューを取りまとめた特設サイトを作るといった対案も考えられるのではないのでしょうか。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は関西電力の小川さん、よろしく願いいたします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。関西電力の小川でございます。

それでは、私からは、今回の今後の検討の方向性の論点の2、証書価格に関しまして、御意見申し上げたいと思います。

今回、御紹介いただきましたように、一部の需要家の方々から、特にこれはグローバル競争されている企業という御紹介もありましたけれども、そういった需要家の方々から非化石証書の価格が高いという御意見をいただいているということそのものは、これは重く受け止めなければならないというふうには思っております。

その上で、とはいうものの、やはり非化石証書価格の検討に当たりましては、そもそも2030年非化石電源比率44%に向けての非化石電源を増やしていくという高度化法の制度趣旨も踏まえた検討が必要かというふうには思っております。

非化石証書の価格は、やはりFITの国民負担との兼ね合いもありますし、非化石電源への投資の影響、こういったものもございまして、やはり総合的かつ慎重な議論が必要ではないかと考える次第です。

また、資料の28ページのところに、海外の制度と非化石証書制度の対比をまとめていただいておりますが、これについて少し思うところを述べさせていただきます。

我が国の、この非化石証書は、これは高度化法の非化石電源比率算定時に計上できます、いわゆる「非化石価値」、それから温対法上のCO₂排出係数がゼロとなる「ゼロエミ価値」、それから小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張できる「環境表示価値」、この3つの価値を有しているものと認識しております。

この非化石証書制度というのは、日本の固有の制度ですけれども、やはり高度化法あるいは温対法といった我が国の政策手法を踏まえた制度として設計されているものだというふうに理解しております。

ですので、先ほども秋元先生から御紹介もありましたが、EU ETS等との比較も、やはりそう単純にできるものではないというふうに思っております、その制度が異なる海外との比較というのは、これなかなか難しいですし、これをうまく説明しないと、誤解を需要家の方々に招く可能性があるのではないかなと、懸念があるのではないかなと考えているところでございます。

その上で、今後需要家の方々の声を踏まえた見直し検討をするということに当たりましては、やはり需要家の方々が、一体どの価値を必要とされているのか。具体的にはそのRE100に対応した環境表示価値なのか、温対法に対応するゼロエミ価値なのか、恐らく高度化法対応ニーズは、需要家の方は、今の法の建付け上ないと思いますけれども、そういった需要家様のニーズについて、やはり改めて整理いただいた上で、議論いただく必要があるのではないかと考えるところでございます。

あとは最後に、これも何人かの方々からコメントありましたけれども、既に第1フェーズにおいて、相当量の取引、これは市場取引、相対取引が行われているというふうに認識しております、既にその証書を、購入義務の達成に向けまして、証書購入されている事業者がいらっしゃるということを踏まえまして、やはり既に、そういう行動を捉えた事業者の方の皆様への影響についても考慮して、制度を検討する必要があるというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、何かコメントございますでしょうか。

○森本電力供給室長

本日も、非化石価値取引市場の関係、いろいろコメントをいただきましてありがとうございました。

全体といたしましては、前向きな御検討をというコメントもございましたけれども、大きな方向性については、ぜひ引き続き、御議論をさせていただきたいというふうに思っております。

特に政府全体含めまして、経済的手法をしっかりと活用していくといったところ、至上命題になっているところでございます。

大きな方向性については、引き続き前向きに御議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

一方で、本日、幾つか御指摘をいただいた点、海外の制度との比較でございますとか、そもそもこの非化石価値取引制度、いろんな価値を含んでいるといったところ、これもこれまで御整理をいただいてきた内容かというふうに理解してございます。

そういったものをゼロから全てきれいにして、また新しくつくるといったところ、可能であればそういったところもないことはないかなと思いつつも、一方で、現行の制度、既に走っているところでございます。

そういったものとの整合性、これもたくさん御意見をいただきましたけれども、そういったところをうまく図りながら、具体的にどういったことができるのかといったところ、御提案をしながら引き続き御議論を進めさせていただきたいというふうに思っております。

なお、このあたりのニーズにつきましては、非常に強まってきているというのが足元の状況でございます。

河野大臣のお言葉ではございませんけれども、スピード感をもってといったところも、我々事務局のほうに求められている内容になってございますので、その点も最後、付記をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

この非化石価値取引市場につきまして、様々な課題に関しまして、大きな方向性について本日御議論いただいたというふうに思います。

非常に難しいなというふうに考えておりますけれども、先ほど森本さんからありましたように、時間的な制約もありまして、集中的な議論が求められている課題でもありますので、事務局におかれましては、本日の意見も踏まえながら、次回にさらなる具体的な検討が進みますように、整理をいただければというふうに思います。

どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、これで用意した議題は、以上でございます。委員の皆さん、オブザーバーの皆さんから、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、本日、活発に御議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日のタスクフォースを終わりにしたいと思います。次回の開催につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

○森本電力供給室長

次回の開催につきましては、また日程等決まりましたら、ホームページ等で御連絡させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○横山座長

それでは、これをもちまして、第47回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

—了—